

第 4 次城陽市男女共同参画計画
「さんさんプラン」改定版
(案)

目 次

第1章 計画の改定にあたって.....	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画改定の背景	2
3 本市における現状と課題	17
第2章 計画の基本的な考え方	30
1 計画の目的	30
2 計画の位置付け	30
3 計画の期間	31
4 計画の基本理念	31
5 第4次(改定)計画の基本方針	32
第3章 計画の内容	33
1 施策の体系	33
2 施策の内容	34
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性と男性の共同参画	34
基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心できる生活の実現	41
基本目標Ⅲ 人権と多様性が尊重される社会づくり	47
第4章 計画の推進	51
1 推進体制	51
2 城陽市男女共同参画支援センター	52
3 市民・事業者・関係機関との連携と協働	52
4 進行管理	52

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

城陽市においては、男女の「個」の主体的かつ多様な生き方が尊重されるとともに、あらゆる分野に男女が平等に参画する機会が確保される社会の実現を目指して、平成12年(2000年)3月に「城陽市女性行動計画さんさんプラン」を策定しました。以降、「さんさんプラン」を指針として、相談窓口の設置、啓発事業など、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を展開してきました。

平成17年(2005年)には、「城陽市男女共同参画を進めるための条例」を制定し、基本計画の策定を明記しました。それを踏まえて、平成18年(2006年)3月には、「城陽市女性行動計画さんさんプラン」を見直し、目標値を定めた実行性のある「第2次城陽市男女共同参画計画さんさんプラン」へと名称及び内容を改定しました。その後、平成22年(2010年)3月の第3次計画策定と平成27年(2015年)8月の改定を経て、現在は令和3年(2021年)3月に策定した第4次計画を本市の男女共同参画推進の基礎としてきたところです。

また、女性の職業生活での活躍を推進するため施行された「女性活躍推進法」に対応して、平成30年(2018年)3月に「城陽市女性活躍推進計画」を策定しました。現在は「第4次城陽市男女共同参画計画さんさんプラン」に「女性活躍推進計画」を包含し、一体として施策を進めています。

依然として少子高齢化が進む情勢において、持続可能な地域社会を構築するためには、性別にかかわらず、誰もが輝き活躍できるまちづくりの推進が重要な課題です。男女共同参画に関する国内外の動向や社会情勢の変化に対応するために、第4次計画を改定します。さらに、令和4年(2022年)5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「困難女性支援基本計画」を包含した計画とするものです。

2 計画改定の背景

(1) 世界の動き

国連を中心に進められてきた、世界における男女平等・男女共同参画の取組では、昭和 54 年(1979年)に採択された「女子差別撤廃条約」と、平成7年(1995年)に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」において採択された「北京宣言及び行動綱領」が、現在に至るまで、世界における男女平等・男女共同参画推進の国際規範・基準となっています。平成 27 年(2015 年)には、国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」における 17 の目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が設定され、今後はそれらの国際合意事項の確実な履行が課題となっています。

また、令和元年(2019 年)に、日本で開催された G20 サミットの成果文書「G20 大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記され、人権の視点からも社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。

令和2年(2020 年)当初から、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」)が世界規模で拡大し、既存の社会システムの脆弱性を露呈させることになりました。女性の就業が多いサービス業等が大きな打撃を受けるなど、とりわけ女性への影響が深刻であったと考えられています。また、DV や性暴力の増加が多く、多くの国で報告されました。令和2年(2020 年)4月に、国連は新型コロナの影響からの回復においては、女性・女児を対応の中心に据えるよう各国政府に要請しました。

(2) 国の動き

我が国においては、平成 25 年(2013 年)6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「『女性の力』は、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である」と表現され、「女性の活躍推進」が重点施策に位置付けられました。平成 26 年(2014 年)には、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が取りまとめられました。同本部において、平成27年(2015年)以降は、「女性活躍加速のための重点方針」が、令和3年(2021年)からは「女性活躍・男女共同参画の重点方針」が毎年決定されています。

新型コロナの影響は我が国でも甚大であり、女性の就業者数の大幅な減少や DV 相談件数の増加など、日本のジェンダー平等の遅れを改めて浮き彫りにしました。世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数 2025 において、日本は 148 カ国中 118 位と先進7カ国では最下位となっています。「教育」「健康」分野はトップクラスですが、「政治」「経済」分野が低い状況が続いています。

近年の主な法制度の動向としては、次が挙げられます。

- ・ 令和元年(2019 年)には、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを含む職場のハラスメント防止対策の強化を目的とする「男女雇用機会均等法」などの改正や住民票、マイナンバーカードなどへの旧姓併記が施行されています。
- ・ 「育児・介護休業法」については、男女ともに仕事と育児を両立できるよう、令和3年(2021 年)に、産後パパ育休制度の創設などの改正がされ、令和6年(2024 年)には、子の年齢に応じた柔軟な

働き方の実現や介護離職防止のための両立支援制度強化などを目的とした改正がされました。

- ・ これまでの女性支援は、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法を根拠法とし、婦人保護事業として実施されてきましたが、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる問題に対応するため、新たな女性支援の根拠法として、令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。
- ・ 令和5年(2023年)には「配偶者暴力防止法」が改正され、保護命令制度の拡充や違反への厳罰化が行われました。
- ・ 令和7年(2025年)通常国会において、「独立行政法人男女共同参画機構法」が成立し、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、令和8年(2026年)4月に「独立行政法人男女共同参画機構」が新設されることになりました。また、同国会において、「男女共同参画社会基本法」が改正され、国及び地方公共団体の基本的施策が強化されるとともに、地方公共団体の男女共同参画センターが、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として、法的に位置づけられました。
- ・ 令和8年(2026年)3月末が期限であった「女性活躍推進法」は、10年延長されるとともに、男女間賃金差の公表義務対象企業が拡大されるなどの改正が、令和7年(2025年)に行われました。

令和8年度(2026年度)から、新たに「第6次男女共同参画基本計画」が開始されます。

(3) 京都府の動き

京都府においては、女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」、働きたい女性のための相談窓口「マザーズジョブカフェ」、京都府男女共同参画センター「らら京都」の3所が連携し、女性活躍のワンストップ支援や、性別に関わらずさまざまな困難・課題を抱える人の支援に取り組んでいます。

平成28年(2016年)には、ワーク・ライフ・バランス実現に取り組む企業を京都府が応援する「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度が始まりました。

平成29年(2017年)には、「京都女性活躍応援男性リーダーの会」の結成、「輝く女性応援京都会議(地域会議)」の設置、「京都ウィメンズベースアカデミー」の開設が実施されました。

令和5年(2023年)には、女性にとって理工系選択が特別なものではない社会の実現を目指す「京都 STEAM 女子応援事業懇話会」が設立されています。

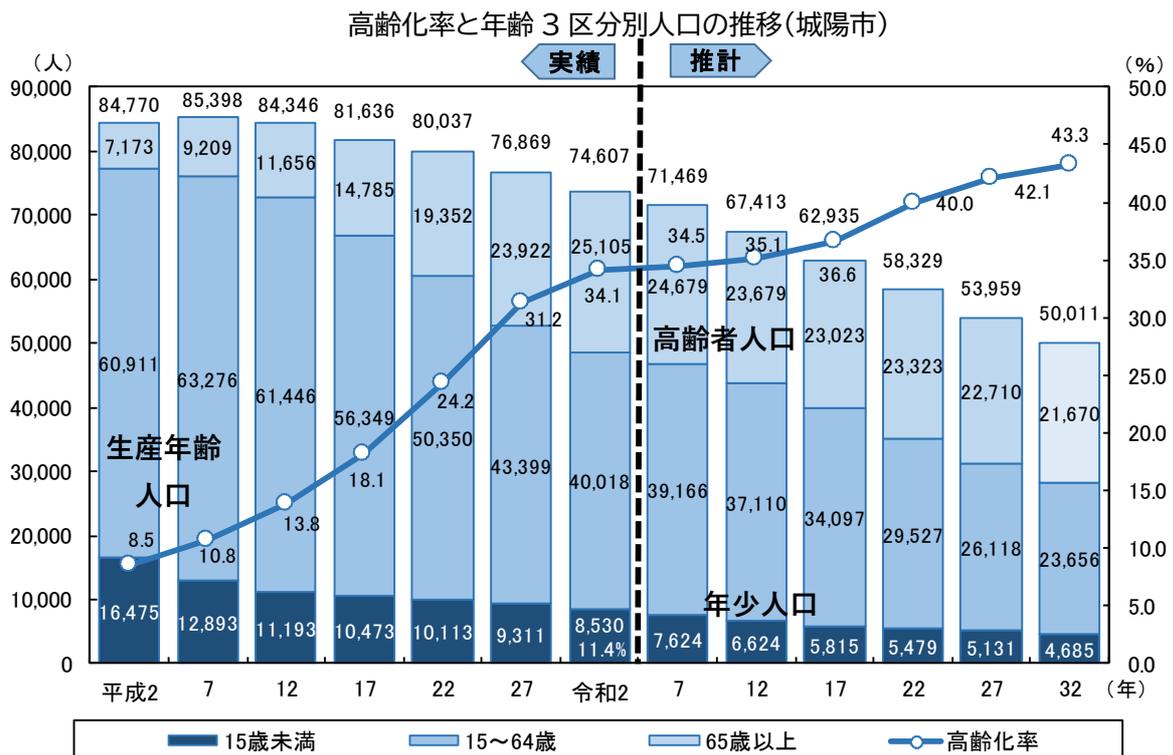
令和6年度(2024年度)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)」と「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」が開始されました。

令和7年度(2025年度)に「KYO のあけぼのプラン(第4次)」の中間見直しを行い、また、「京都女性活躍応援計画」の計画期間が終了することから、第2次計画の策定を実施されました。

(4) 統計資料で見る社会の状況

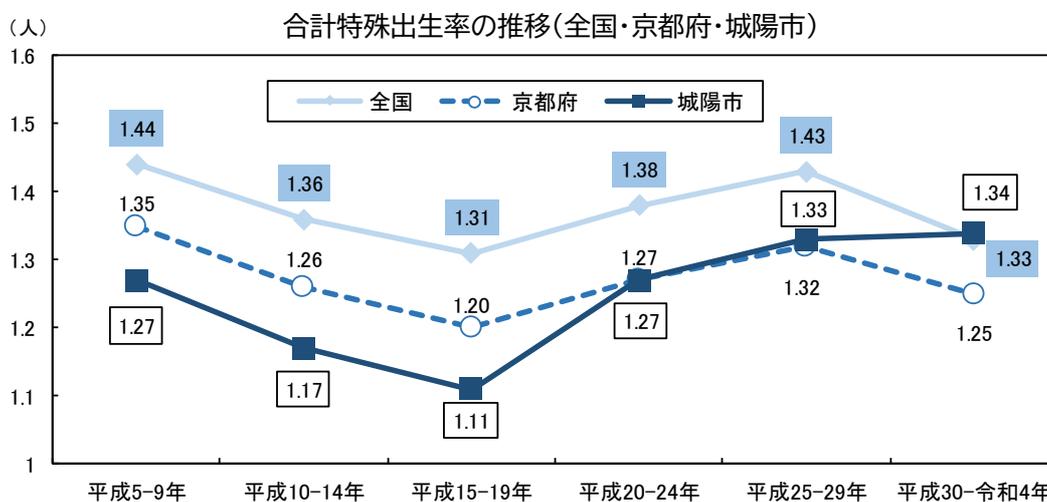
① 人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は、平成7年(1995年)の約8万5千人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)には約7万5千人となっており、今後も減少が続くと見込まれています。また、本市の令和2年(2020年)の高齢化率は34.1%で、全国(28.7%)を上回っています。一方で15歳未満の年少人口比率は11.4%で、全国(12.1%)を下回っており、少子高齢化の進行は、全国平均よりも進んでいます。一人の女性が生涯に産む子ども数の平均を表す合計特殊出生率は、全国平均と同程度となっています。



(注) 人口総数には年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の計と総数は一致しない。
高齢化率は「不詳」を除いた人口から算出したもの。

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



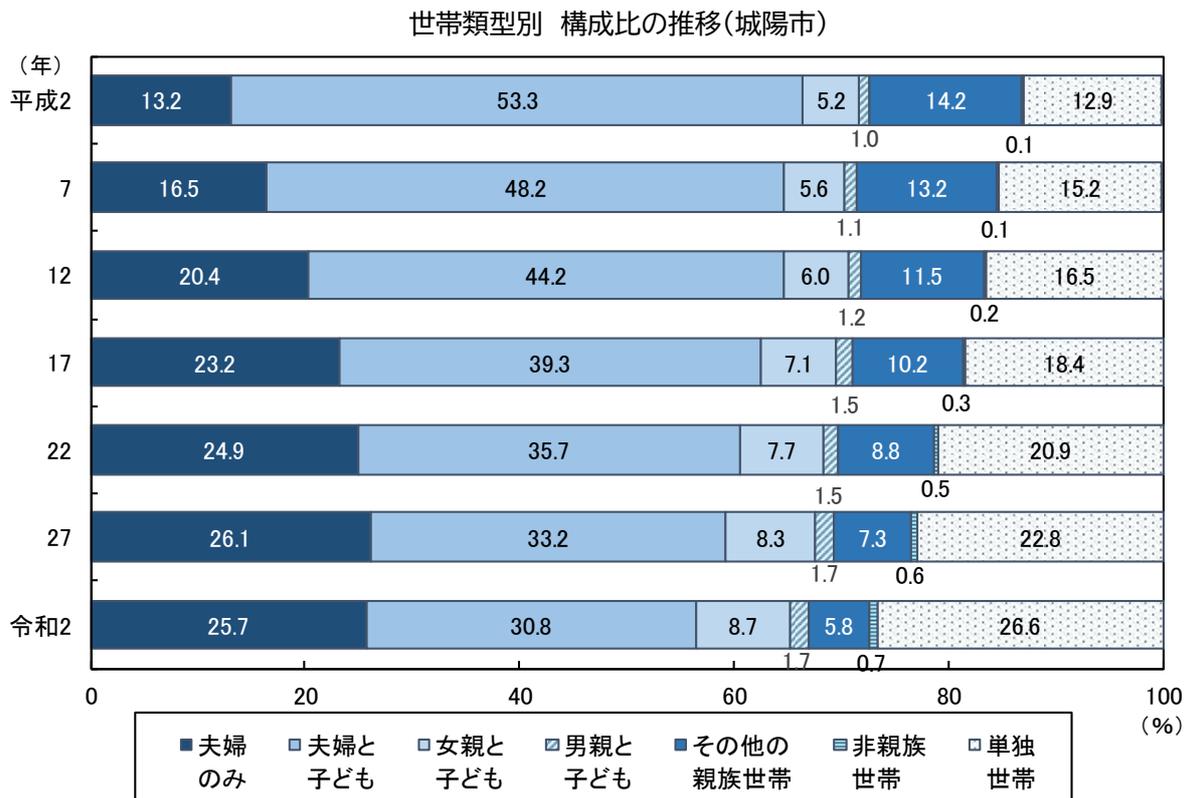
資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告(人口動態保健所・市区町村別統計)」ベイズ推定値

※ベイズ推定値：市区町村別の指標は、出現数の少なさに起因して、偶然性の影響で数値が不安定であったりするため、より広い範囲の情報を活用して推定する方法。合計特殊出生率、標準化死亡比の推定に用いられている。

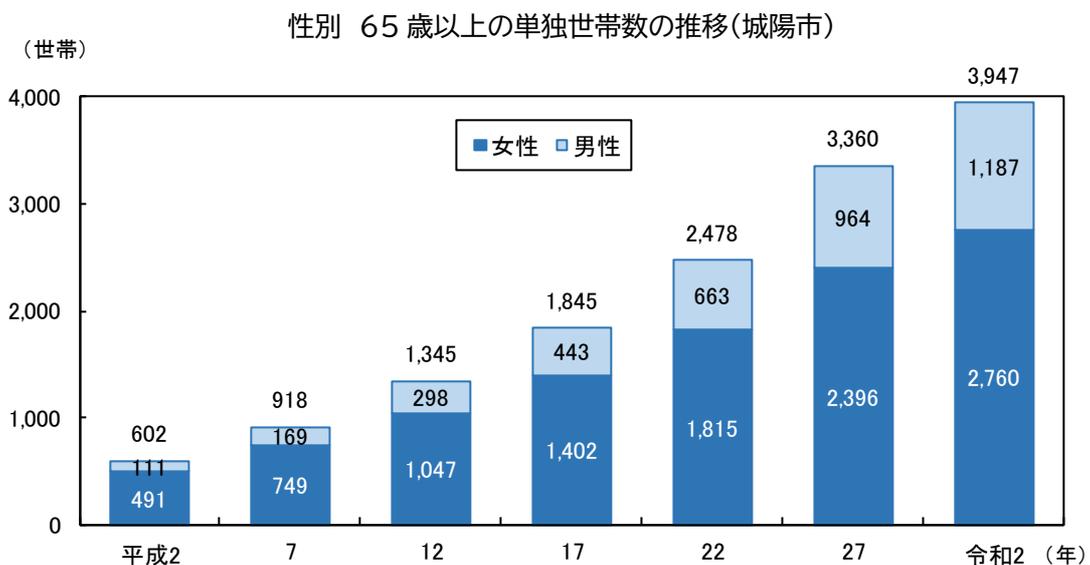
②世帯構造の変化

世帯類型別の構成比では、この30年で、夫婦と子どもからなる世帯は約23ポイント減少し、三世代世帯を含むその他親族世帯の割合も大きく減少しています。一方で、夫婦のみ世帯と単独世帯が大幅に増加しています。

単独世帯のうち高齢者世帯数は、この30年で約6.6倍となっており、直近の性別構成比では、女性が約7割を占めています。



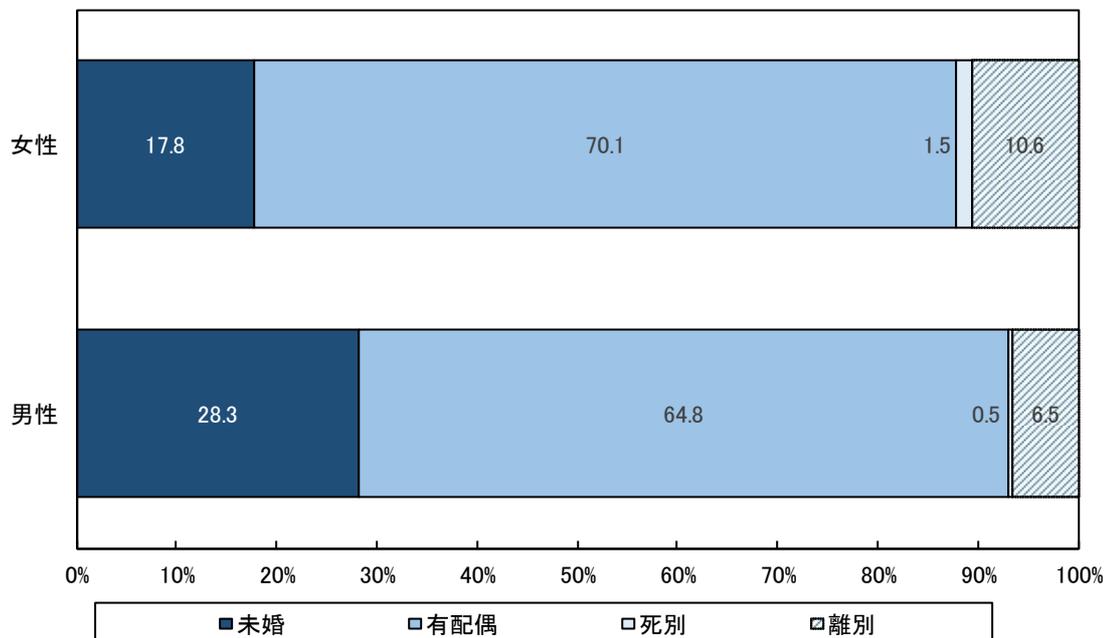
資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

また、全国的に未婚の割合が上昇しており、50歳時の未婚割合を見ると、昭和55年(1980年)に女性4.5%、男性2.6%であったものが、令和2年(2020年)は女性17.8%、男性28.3%となっています。未婚割合が増加する傾向は、今後も続くことが推計されています。

性別 50歳時の未婚割合、有配偶割合、死別割合および離別割合(全国)

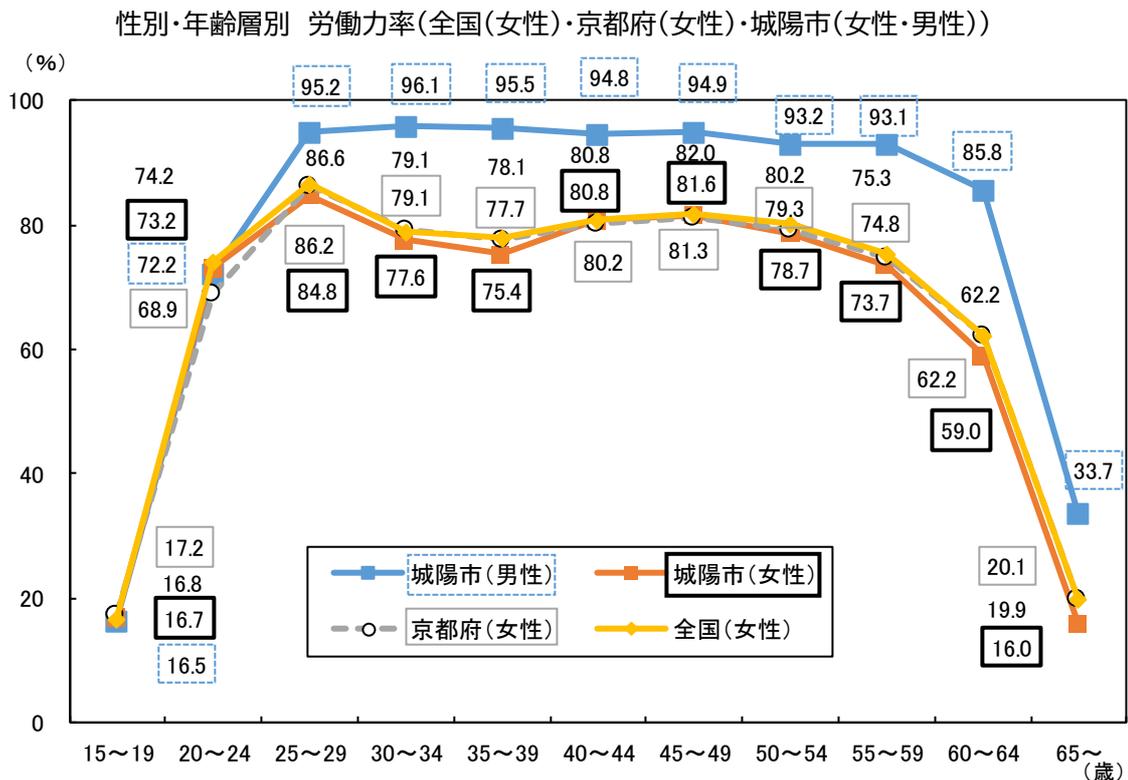


(参考) 総務省「国勢調査」令和2年(2020年)より作成。45～49歳と50～54歳における割合の平均値。*配偶関係不詳補完結果に基づく。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2025」

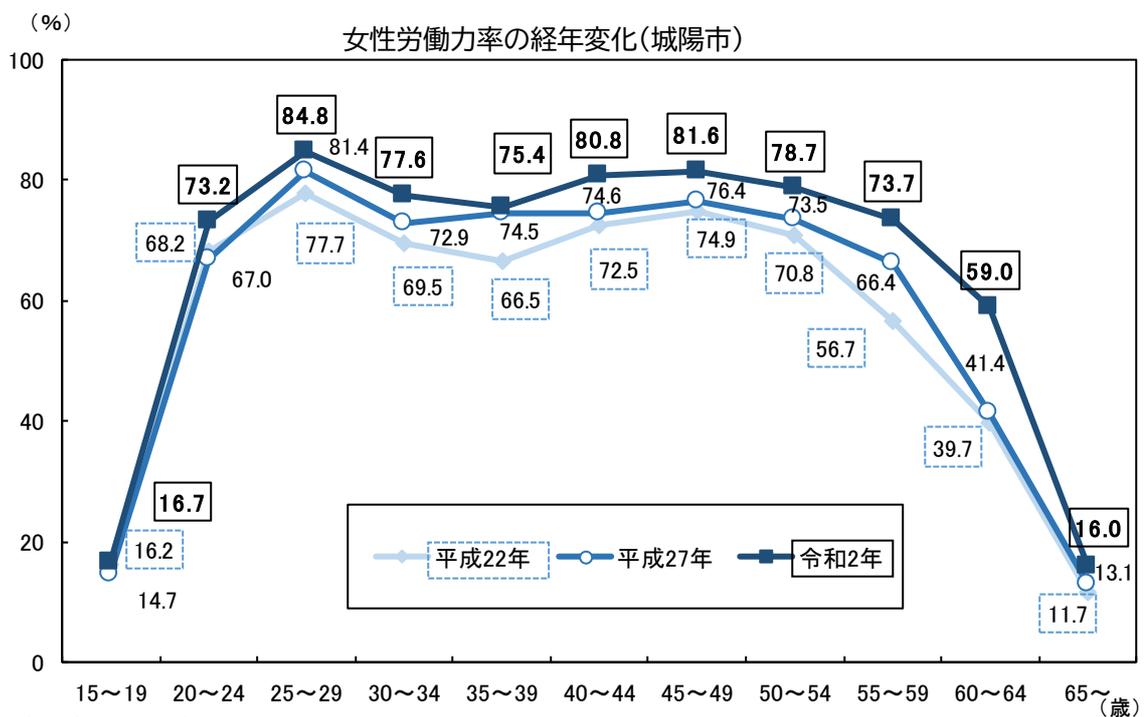
③働く女性の状況

城陽市の年齢層別に見た女性の労働力率は、一部の年代では全国平均、京都府平均よりもやや低くなっているものの、全国、京都府とほとんど変わりません。

女性の年齢層別労働力率は、これまで出産を機に一旦離職する女性が多いことから30歳代の子育て期に大きく低下して、いわゆる「M字型カーブ」といわれてきましたが、この20年間でM字の底が上昇して、グラフの形状が台形に近づいています。しかし、男性の労働力率とは開きがあります。



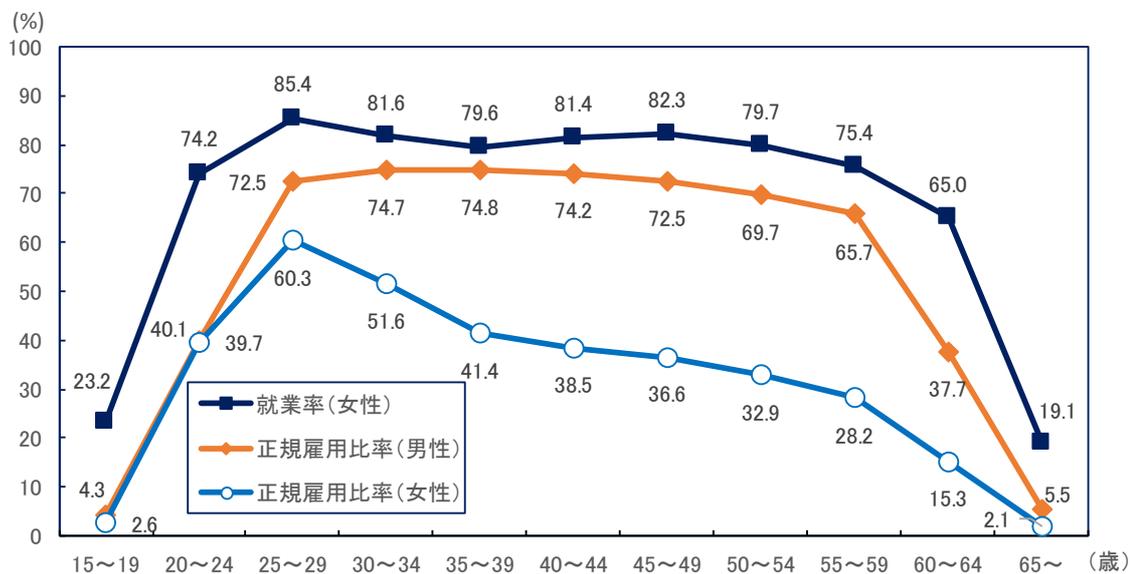
資料：総務省「国勢調査」令和2年（2020年）



資料：総務省「国勢調査」

「M字カーブ」が解消しつつある一方で、女性の正規雇用比率が25～29歳の60.3%をピークに低下し、30歳代、40歳代などは、非正規雇用が中心となる状況「L字カーブ」が新たな課題となっています。出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられます。

女性の年齢階級別正規雇用比率(全国)

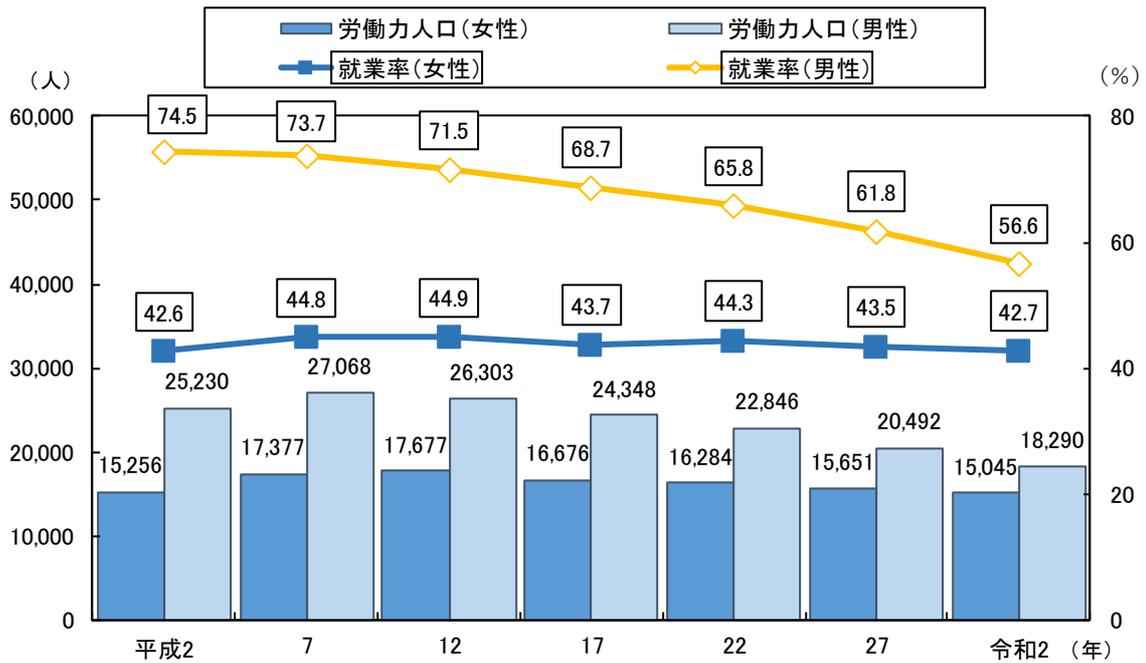


資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和7年度（2025年度）版

男女の労働力人口と就業率を見ると、男性の労働力人口の減少幅に比べて、女性の減少幅は小さくなっています。また就業率は、男性が30年間で約18ポイント減少しているのに対して、女性は横ばいで推移しています。男性は、高齢化の影響により、労働力人口が大きく減少しているのに対して、女性は、これまで非労働力人口であった家事専業者が労働力化していることが背景にあると考えられます。

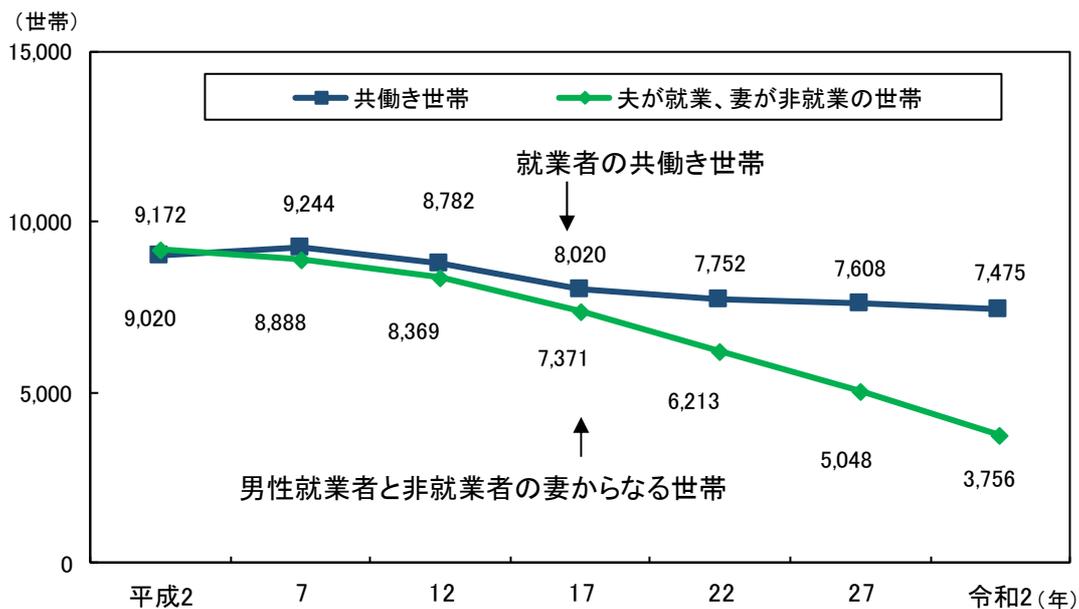
城陽市では、平成7年(1995年)に、共働き世帯が片働き世帯(男性就業者と非就業者の妻からなる世帯)を上回り、その差は大きくなっています。

男女別労働力人口と就業率の推移(城陽市)



資料：総務省「国勢調査」

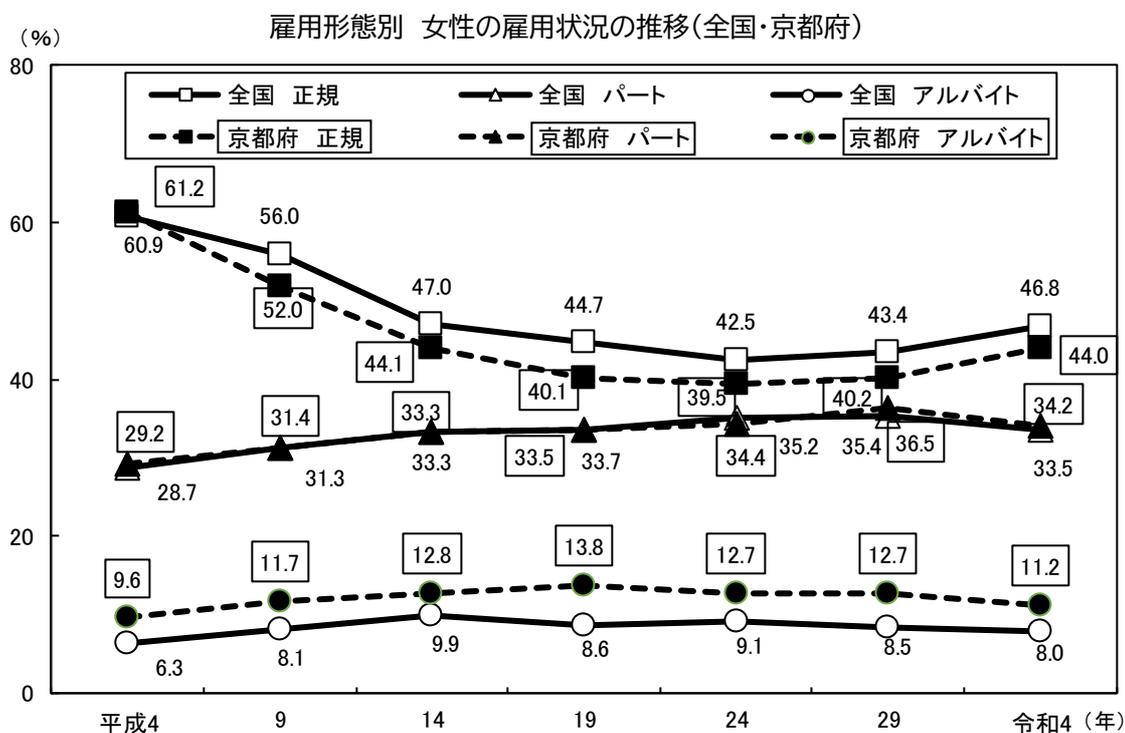
共働き世帯の推移(城陽市)



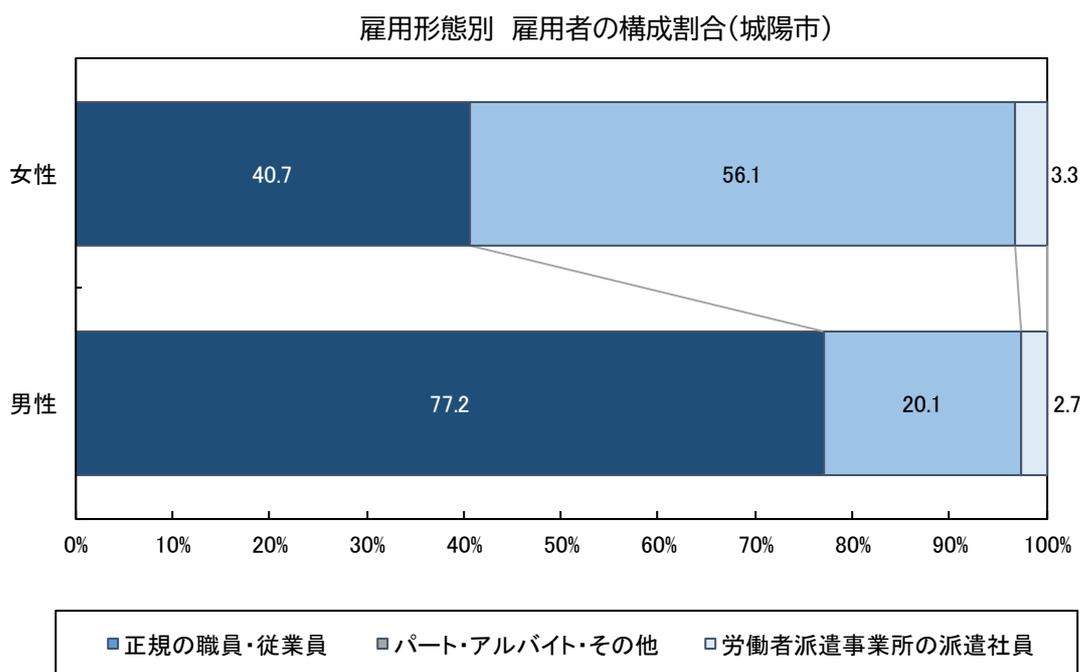
(注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」
資料：総務省「国勢調査」

全国、京都府の女性の雇用形態別雇用状況を見ると、正規の割合の減少が続いていましたが、平成29年度(2017年度)から増加に転じています。京都府は全国と比べて正規の割合が低くなっています。

城陽市では、女性の正規雇用者は約4割で、女性の雇用形態では、パートなどの非正規雇用が依然多いのが実態です。



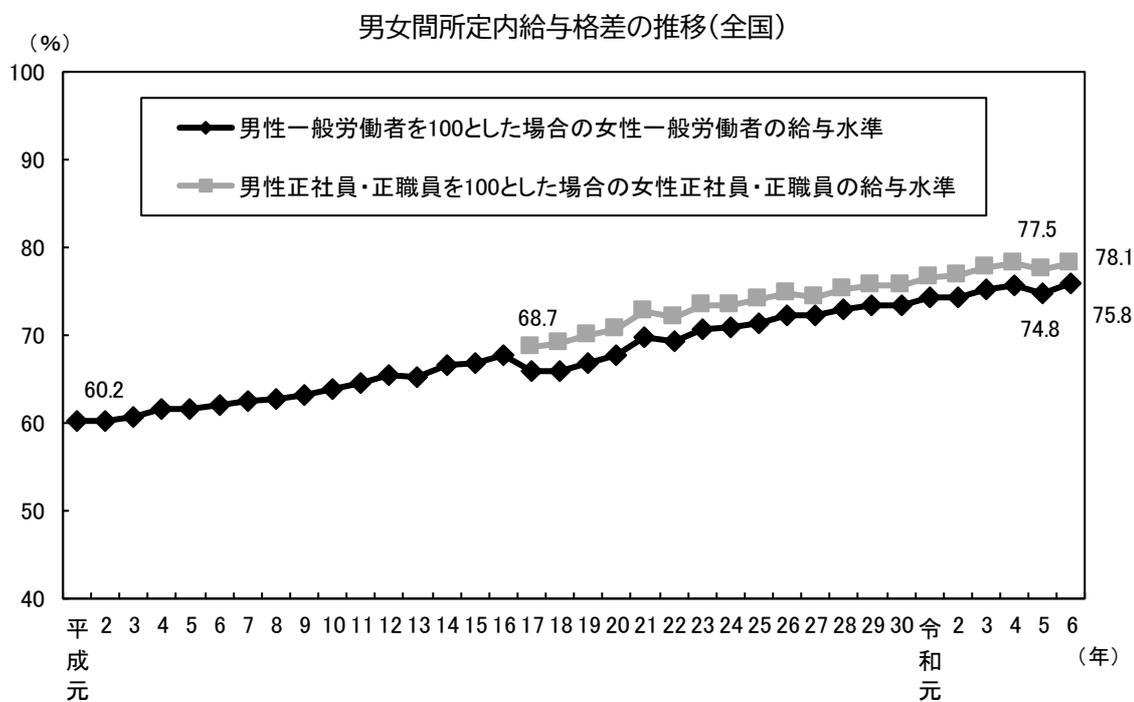
(注) 会社役員などを除く雇用者の雇用形態別構成比
資料：総務省「就業構造基本調査」



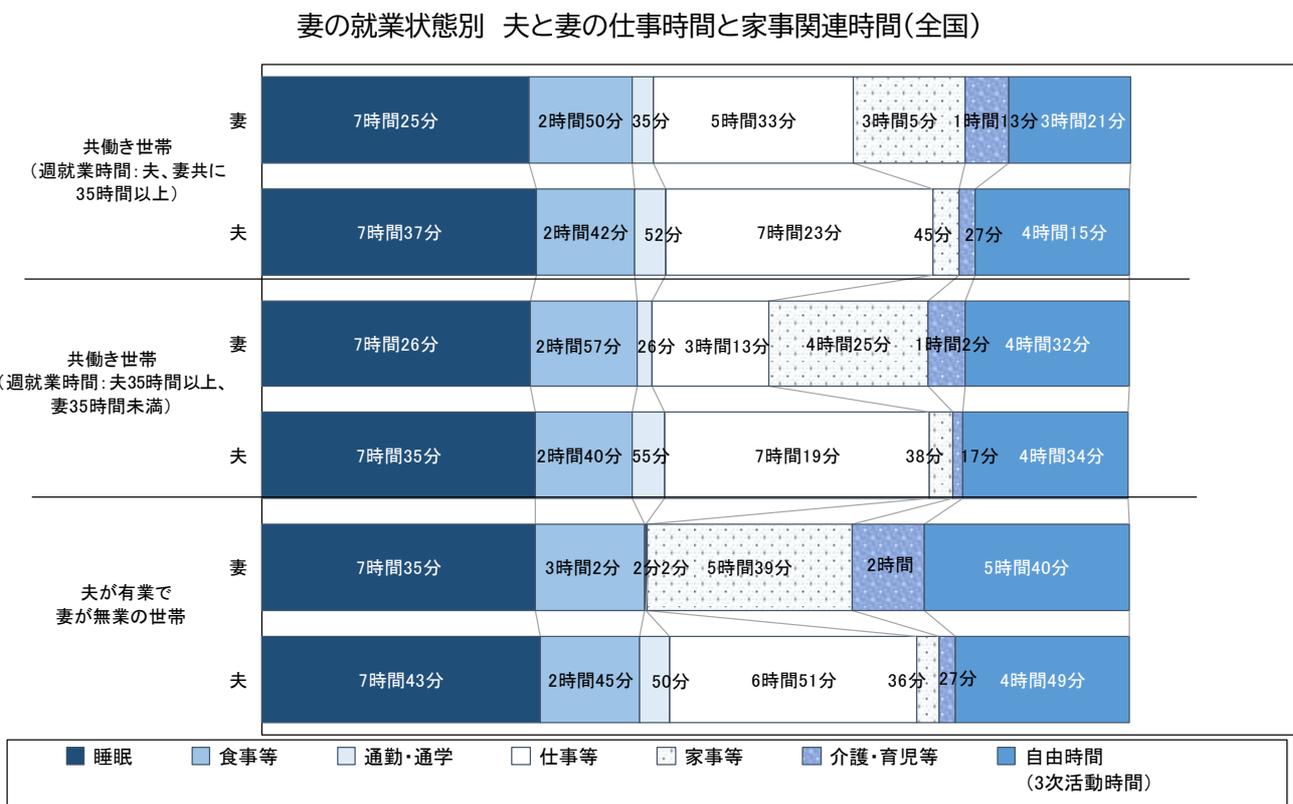
(注) 会社役員などを除く雇用者の雇用形態別構成比
資料：総務省「国勢調査」令和2年(2020年)

男女の賃金格差は縮小しつつありますが、いまだ女性の給与水準は男性の78.1%にとどまっています。

妻の就業状態別に妻と夫の家事・育児・介護などの時間を見ると、妻の就業状態にかかわらず、夫の家事・育児・介護などの時間は短くなっています。

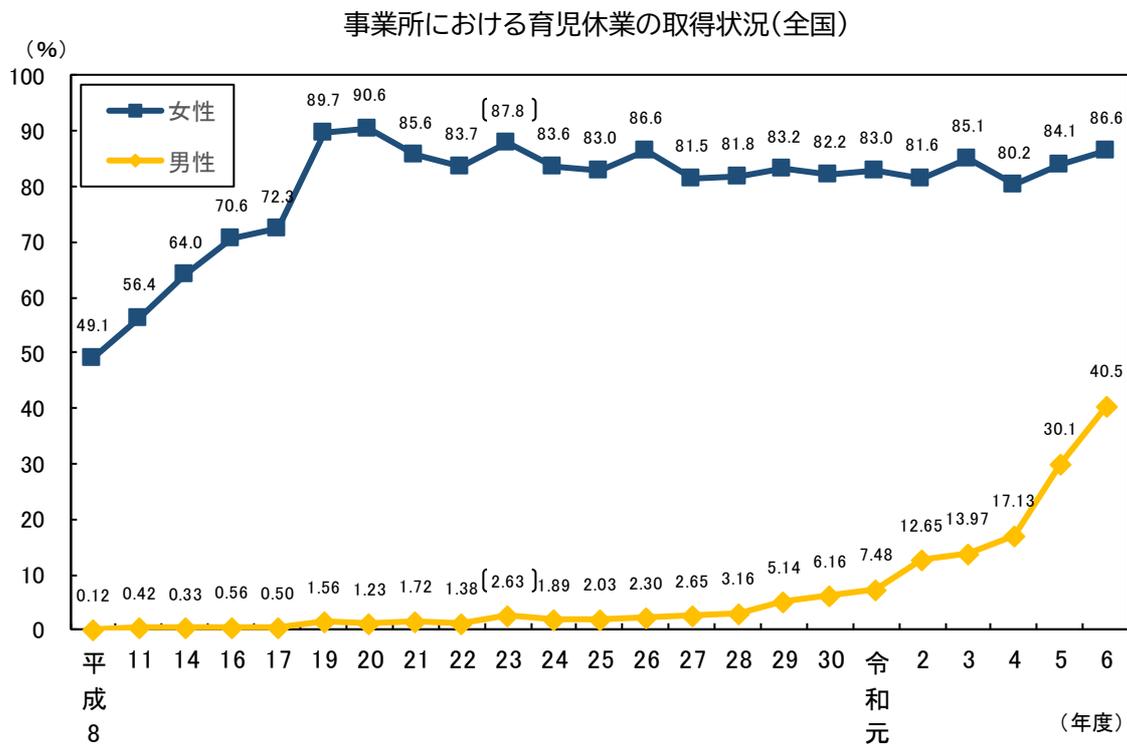


資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和7年度（2025年度）版



(注)「夫婦と子供の世帯」の集計
資料：総務省「社会生活基本調査」令和3年（2021年）

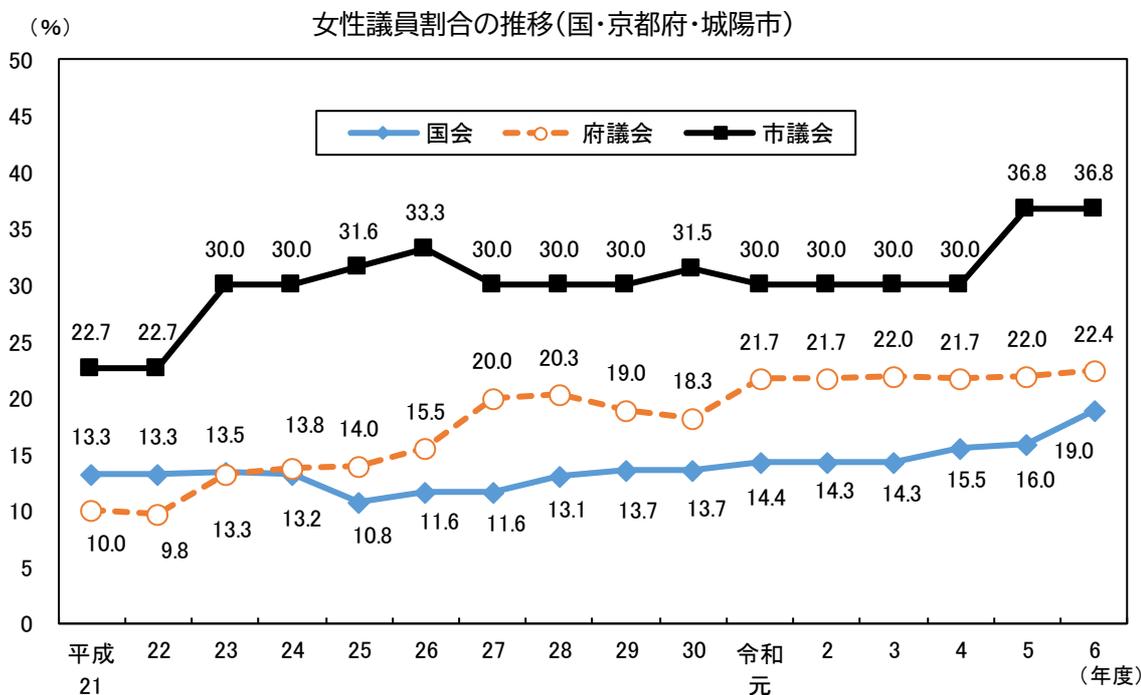
育児休業の取得状況は、女性は86.6%と8割を超えています。令和4年(2022年)に育児・介護休業法が改正されたことに伴い、男性の取得率も上昇しており、直近では40.5%となっています。



(注)平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

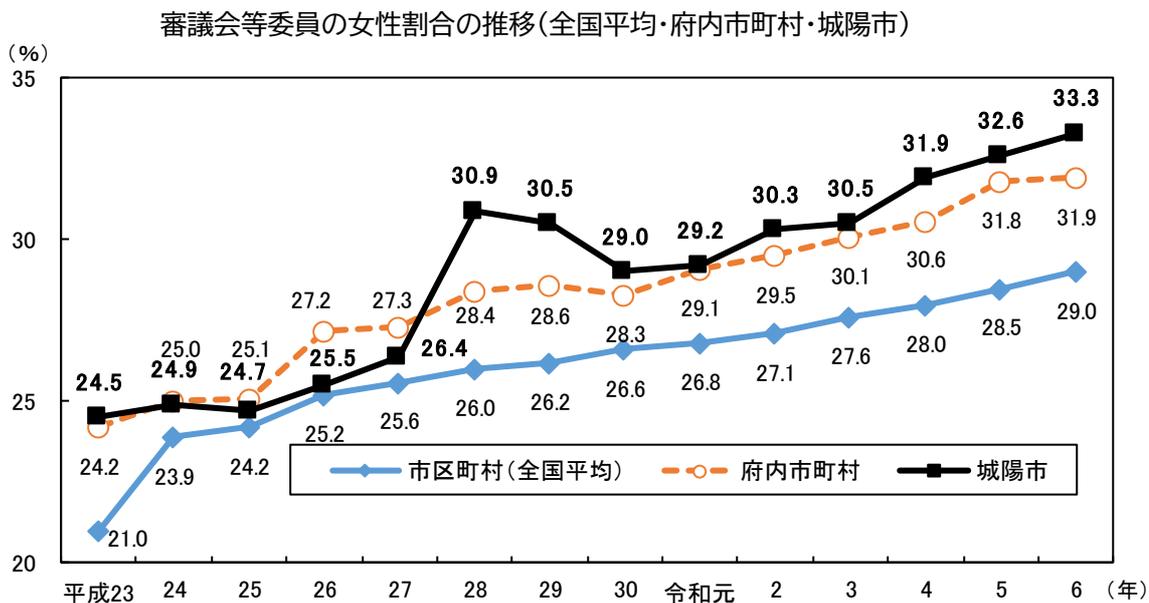
④各分野における女性の参画状況

本市市議会議員の女性割合は、令和6年(2024年)現在で、総数19人中女性が7人で36.8%となっており、国、京都府の割合を大きく上回ります。



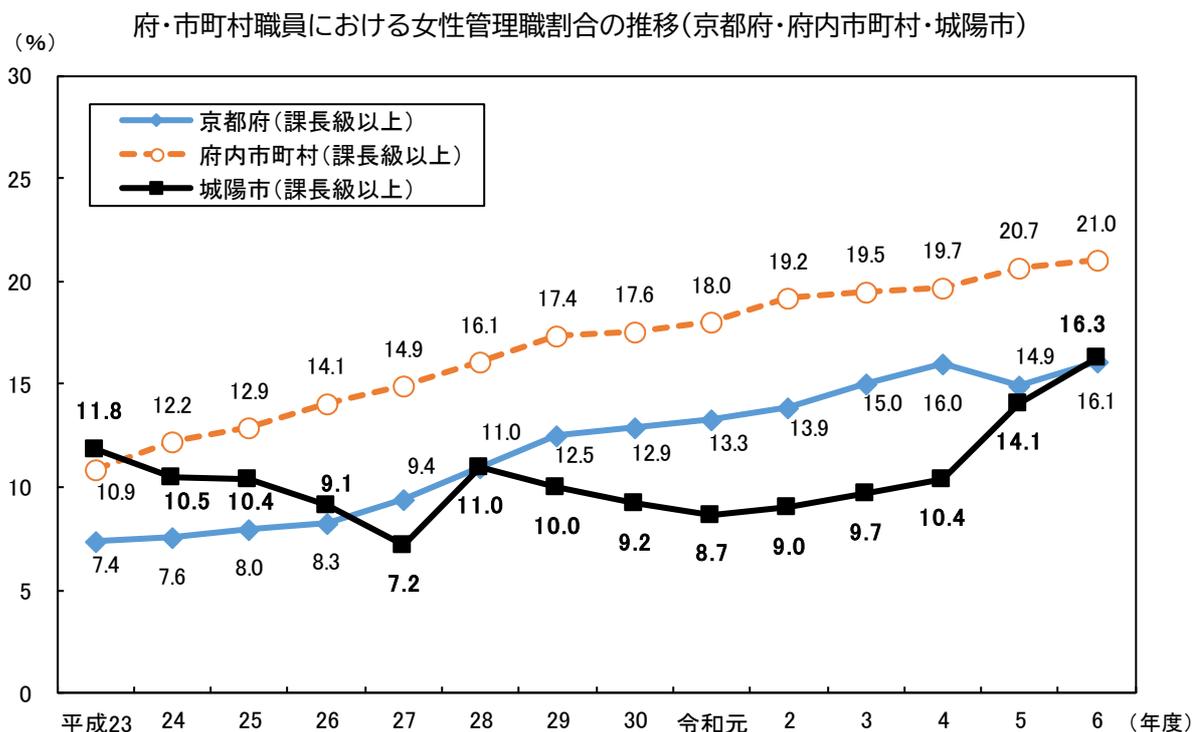
資料：国会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
 府議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ」及び府議会事務局
 城陽市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ」、平成26年度以前については市調べ

審議会等委員に占める女性割合は、全国平均、府内市町村平均を上回っているものの、計画目標値の35.0%には達していません。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
 ※教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会または公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会は含まない。

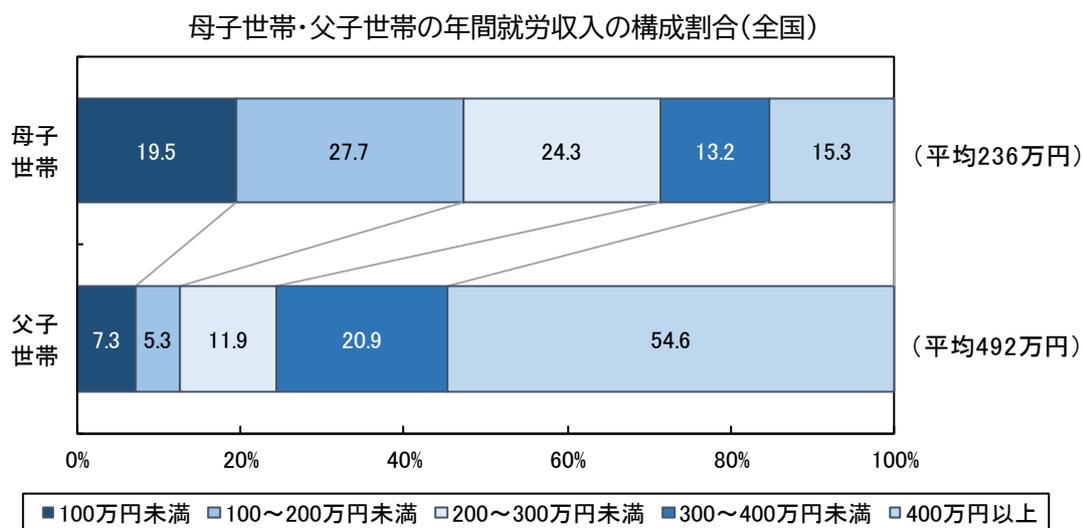
職員における管理職の女性割合は16.3%で、京都府と同程度となっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

⑤母子世帯の経済状況

ひとり親世帯のうち、母子世帯の年間就労収入は平均で236万円であり、200万円未満の世帯の割合が47.2%、100万円未満の世帯の割合は19.5%に上ります。



(注) 年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。

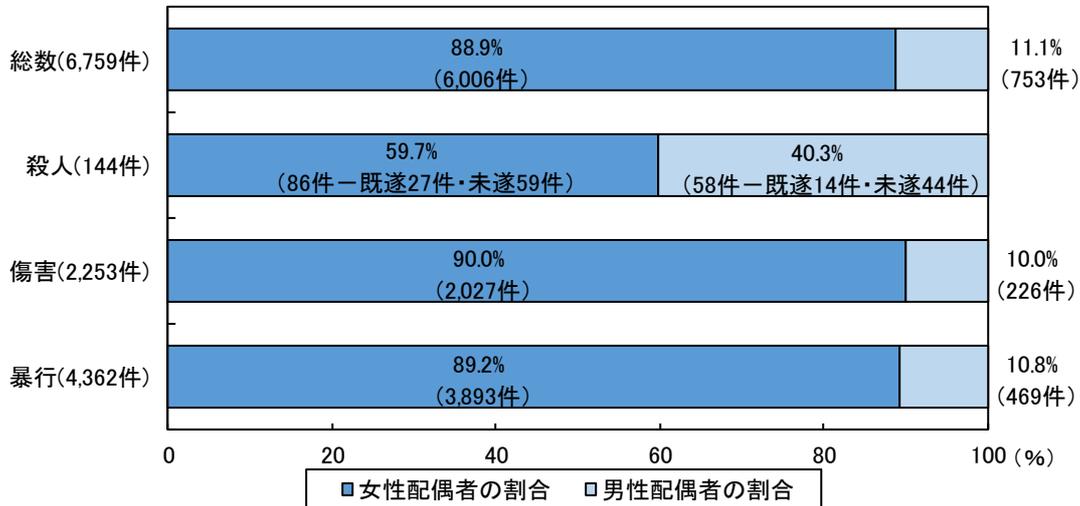
資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」令和3年度(2021年度)版

⑥DVなどの状況

配偶者間による犯罪の総数について、被害者のおよそ9割、88.9%を女性が占めています。

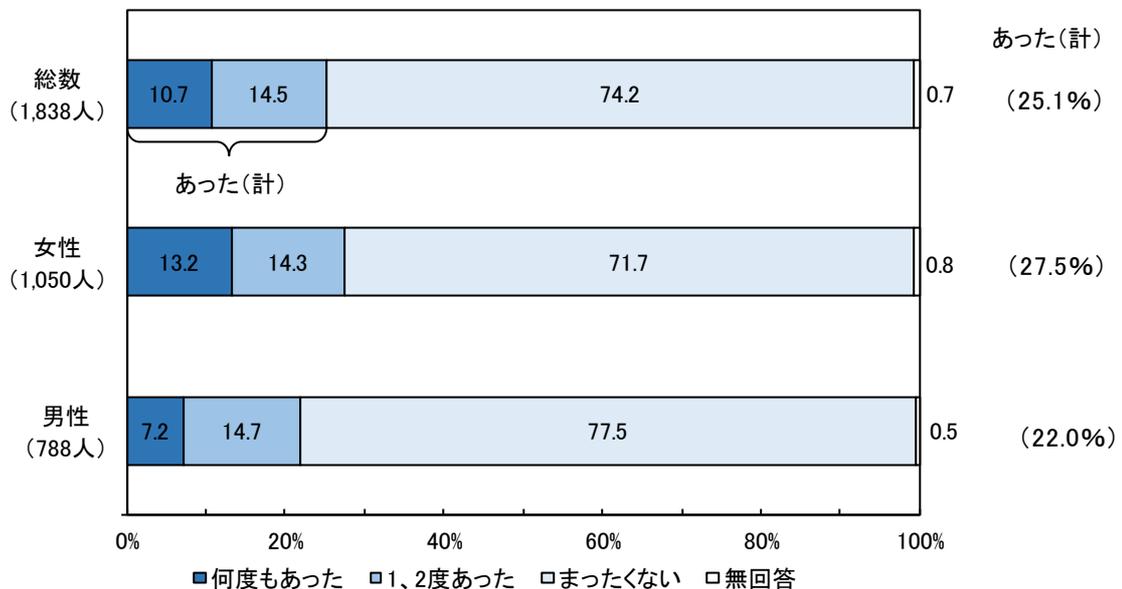
一方、配偶者からの被害経験(身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要)については、女性の27.5%、男性の22.0%が暴力を受けており、男女ともに一定の被害を受けています。

配偶者による犯罪の種類・性別被害者の割合(全国)



(参考) 警察庁資料より作成
資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和3年度(2021年度)版

配偶者からの被害経験(全国)

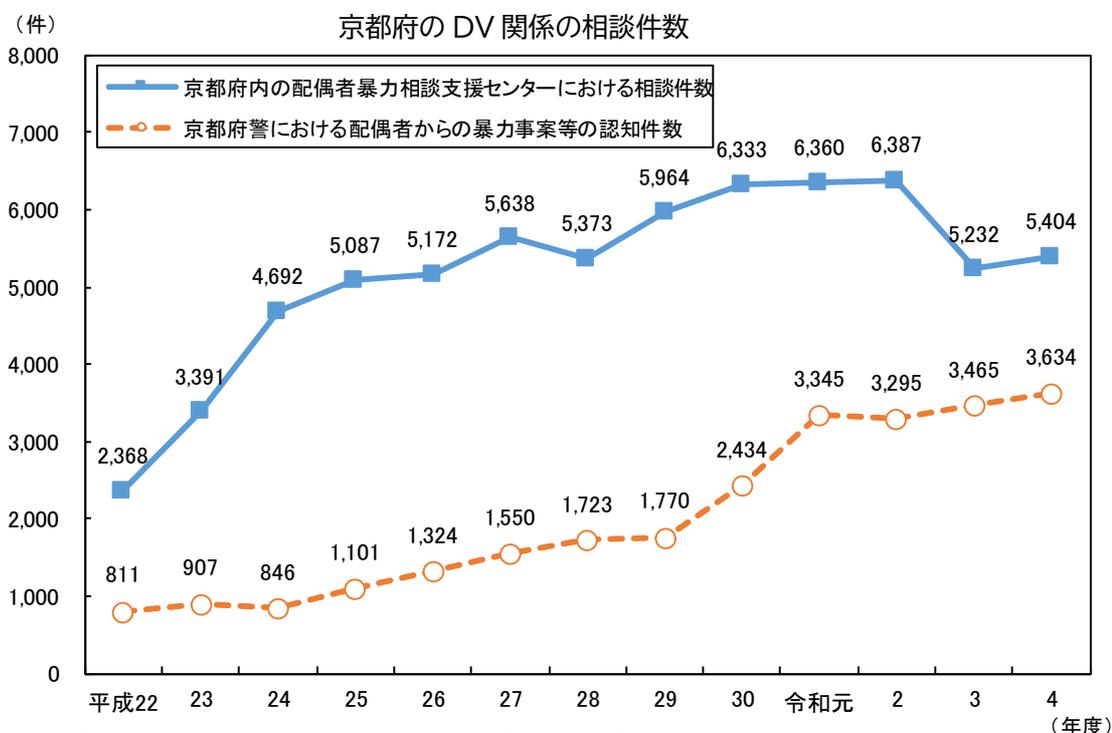


(注) 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」または「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。
各回答は小数点以下第2位を四捨五入しているため、「何度もあった」及び「1、2度あった」の合計値と「あつた(計)」の数値が異なる場合がある。

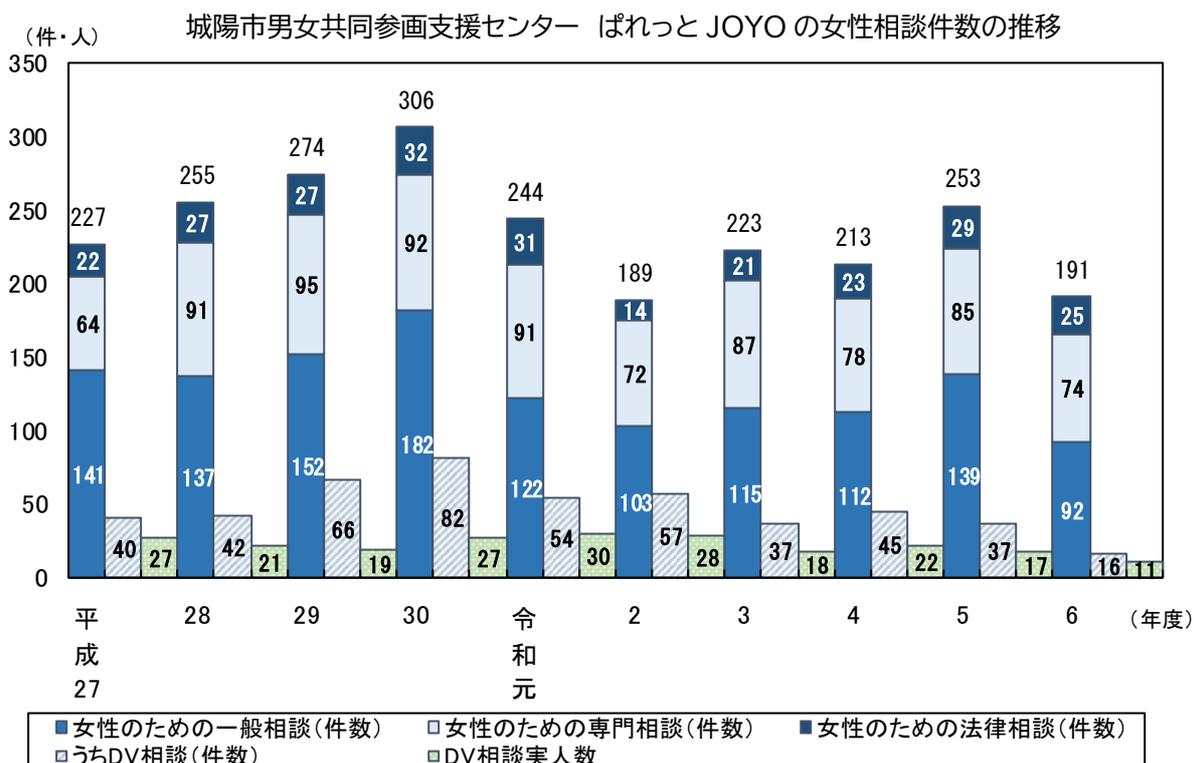
(参考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度(2023年度)より作成
資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和7年度(2025年度)版

京都府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、直近で5,404件となっています。京都府警におけるDV事案等の認知件数は増加傾向にあり、直近では、3,634件となっています。

城陽市男女共同参画支援センター ぱれっとJOYOで受けた相談件数はこの10年間で著しい増加は見られず、また、DVを主訴とする相談はやや減少傾向にあります。



資料：京都府「男女共同参画に関する年次報告」令和4年度（2022年度）版
 京都府「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」



資料：城陽市

3 本市における現状と課題

(1) 第4次計画における目標値の達成状況

令和6年度(2024年度)時点で、目標値を達成している指標項目は、NO.4の保育所及び学童保育所の待機児童人数、NO.17の男女共同参画支援センター事業参加者へのアンケートの実施、NO.19の男女共同参画社会に関する調査の実施となっています。その他の項目の実績値については、改善や増減がみられますが、目標値の達成には至っておらず、今後も取組が必要です。

NO	指標項目	令和元年度 (第4次プラン基準値)	令和6年度の実績値	令和12年度目標値 (第4次プラン目標値)
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性と男性の共同参画				
1	審議会などにおける女性委員の登用率	27.9%	32.6%	35.0%以上
2	女性委員がいない審議会などの数	12委員会	3委員会	0委員会
3	市職員の管理・監督職に占める女性職員の割合	15.8% (管理職のみ8.7%)	16.6% (管理職のみ17.7%)	30.0%以上
4	保育所及び学童保育所の待機児童人数	保育所49人 (平成31年4月1日) 学童保育所0人	0人 (令和6年4月1日) 0人	待機児童0人
5	ワーク・ライフ・バランス推進宣言を行う企業数	40社	43社	50社以上
6	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業数	8社	10社	15社以上
7	各職員の1年間の超過勤務時間数	360時間を超過した職員割合17.1%	360時間を超過した職員割合8.6%	360時間を超過した職員割合0%
8	女性の就労支援事業数(講座数)	85講座	75講座(商工観光課) 1講座(市民活動支援課) 合計76講座 令和3~6年度合計344講座	段階的な講座数の増 令和3~12年度 合計890講座
9	労働力率	男女差 20.3ポイント 男性65.5% 女性45.2% ※総務省平成27年国勢調査	男女差 17.6ポイント 男性66.4% 女性48.8% ※総務省令和2年国勢調査	男女の格差を小さくする 女性50%以上
10	男女共同参画推進登録団体数	31団体	28団体	45団体以上
11	市内全域での男女共同参画に関する事業の実施		3件(北城陽中学校区、城陽中学校区、南城陽中学校区) 令和3~6年度合計7件4中学校区	全中学校区における実施
12	全小学校区における女性の地域防災リーダーへの登用	5校区(10人)	8校区(25人)	全校区における女性の登用

NO	指標項目	令和元年度 (第4次プラン基準値)	令和6年度の実績値	令和12年度目標値 (第4次プラン目標値)
基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心できる生活の実現				
13	男女共同参画支援センターにおける女性相談の認知状況	28.6% 令和元年度男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケート	32.1% 令和6年度男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケート	50%
14	DV相談者への支援	DV相談件数54件 ※概ね1年以内に終結	DV相談件数16件 ※概ね1年以内に終結	新規相談者1年以内の終結
15	乳がんの検診受診率	11.2%	10.7% (令和4年度) 10.7% (令和6年度)	16.6% (令和4年度) 増加傾向へ (令和5年度～)
16	子宮頸がんの検診受診率	8.8%	8.9% (令和4年度) 10.0% (令和6年度)	14.9% (令和4年度) 増加傾向へ (令和5年度～)
基本目標Ⅲ 人権と多様性が尊重される社会づくり				
17	男女共同参画支援センター事業参加者へのアンケートの実施		テーマへの理解度 90.1%	テーマへの理解度 80%以上
18	広報じょうよう及び市ホームページ等における男女共同参画に関わる情報発信	広報じょうよう 18回掲載 市ホームページ (男女共同参画ページ) 6,777アクセス	広報じょうよう 23回掲載 市ホームページ (男女共同参画ページ) 18,609アクセス	広報じょうよう 24回掲載 市ホームページ (男女共同参画ページ) 7,500アクセス
19	男女共同参画社会に関する調査の実施	令和元年度に男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケートを実施	令和6年度に男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケートを実施	概ね5年に1回

(2)男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査

〔概要〕

計画改定の基礎データとして活用するとともに、今後の男女共同参画施策推進のための参考資料とすることを目的として、市民並びに事業所を対象とした調査を実施しました。

	市民アンケート	事業所アンケート
調査対象	城陽市に居住する18歳以上の方から無作為で1,000人を抽出	令和3年「経済センサス」母集団データから市内事業所300社を抽出
調査方法	郵送により調査票を配布及び回収 インターネットによる回答	郵送により調査票を配布及び回収 インターネットによる回答
調査期間	令和6年(2024年)10月31日～11月25日	

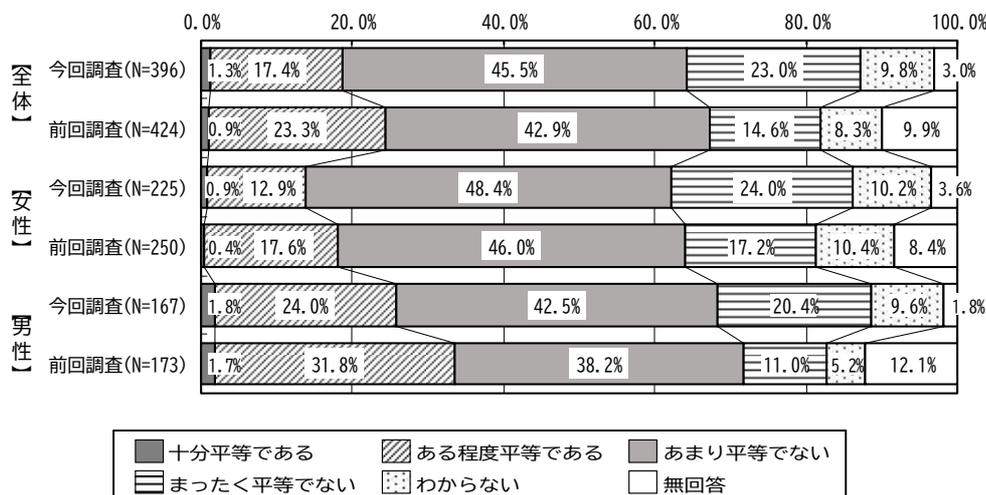
〔アンケート結果の考察〕

①男女共同参画に関する意識と行動

全体として男女の平等感は改善されていない

- 前回調査と比較して、平等と感じる割合は、「全体として、わが国の男女の地位」は5.5ポイント減少していますが、他の項目は1～3ポイント程度の微増減に収まっています。性別で見ると、女性では「法律や制度上」が僅かに増加した以外は減少しています。一方、男性では「賃金や昇進など待遇」「学校教育の場」「雇用の機会」で5.0ポイント以上増加していますが、これらの項目を女性と比べると、平等と感じる割合は、女性の方が10～15ポイント程度低くなっています。
- 前回調査では、それまで可視化されていなかった男女格差が問題視され認識する機会が増えたことで、男性の平等感が低下する傾向がありましたが、近年それらの格差を是正する動きがあったことによって、平等になったと感じる男性が増えたものと考えられます。しかし、女性の平等感はほとんど上昇しておらず、実際にはジェンダーギャップ指数の低迷が続き、アンコンシャス・バイアス(無意識の性別役割分担意識)もまだまだ見られることから、平等になったと感じる女性が少ないことがうかがえます。

【前回比較】日本の男女の地位の平等感 ⑨全体として、わが国の男女の地位は



日本の男女の地位の平等感

(%)

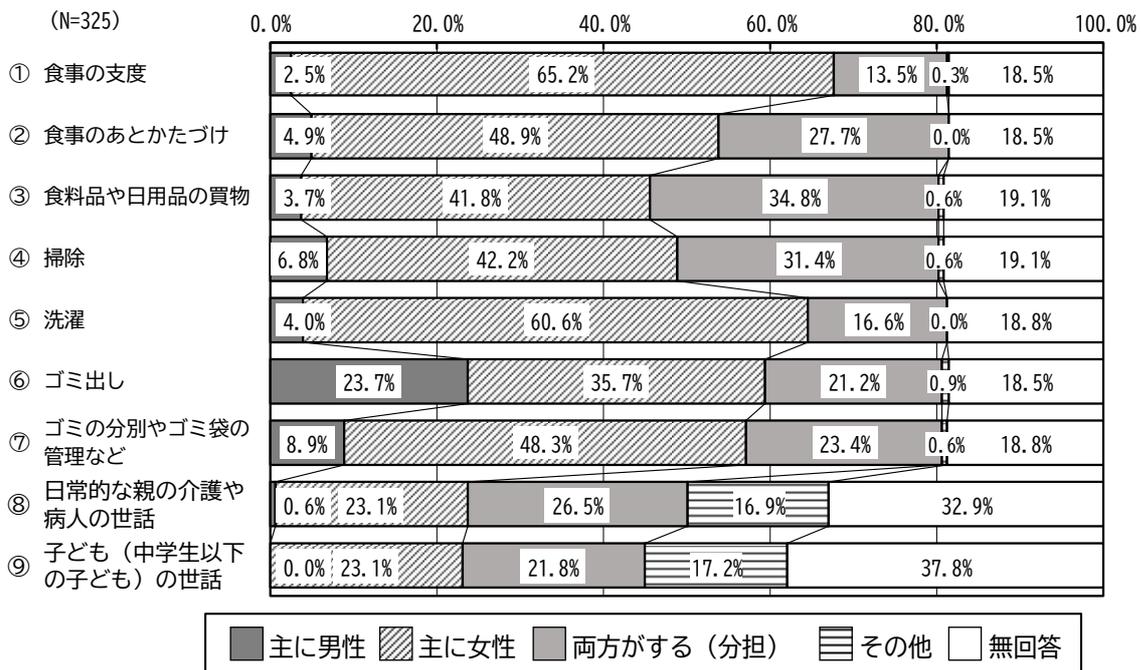
平等=十分平等+ある程度平等
 不平等=まったく平等でない+あまり平等でない
 割合の下段()は前回調査結果

	女性		男性		平等の男女差	不平等の男女差
	平等	不平等	平等	不平等		
①家庭生活(家事・育児・介護面など)では	20.9 (22.4)	68.5 (66.4)	30.5 (30.6)	59.9 (53.8)	-9.6 (-8.2)	8.6 (12.6)
②雇用の機会や働く分野では	20.0 (22.0)	62.7 (54.8)	30.5 (25.5)	57.5 (60.1)	-10.5 (-3.5)	5.2 (-5.3)
③賃金や昇進など待遇面では	14.7 (15.6)	66.2 (61.6)	28.2 (20.3)	59.3 (61.9)	-13.5 (-4.7)	6.9 (-0.3)
④地域活動の場(自治会活動、ボランティア活動など)では	39.5 (43.2)	29.7 (26.8)	54.5 (52.1)	25.2 (24.9)	-15.0 (-8.9)	4.5 (1.9)
⑤学校教育の場(進路指導、進学の手機、同一教育の享受など)では	40.9 (43.2)	21.8 (18.8)	56.3 (49.7)	13.2 (20.2)	-15.4 (-6.5)	8.6 (-1.4)
⑥政治や行政の政策・方針決定の場では	16.0 (17.2)	56.0 (47.6)	27.0 (29.5)	48.5 (46.9)	-11.0 (-12.3)	7.5 (0.7)
⑦社会通念・慣習やしきたりなどでは	10.2 (12.8)	66.2 (64.0)	20.4 (24.3)	65.3 (58.4)	-10.2 (-11.5)	0.9 (5.6)
⑧法律や制度の上では	29.3 (26.4)	42.2 (37.2)	46.1 (44.0)	36.5 (36.4)	-16.8 (-17.6)	5.7 (0.8)
⑨全体として、わが国の男女の地位は	13.8 (18.0)	72.4 (63.2)	25.8 (33.5)	62.9 (49.2)	-12.0 (-15.5)	9.5 (14.0)

性別役割分担意識の変化に対して現実の行動変容は伴っていない

- 「男は『仕事』、女は『家庭』』といった性別役割分担意識は、男性においても8割以上が否定的という結果になっているものの、現実の家庭における家事は主に女性が行っている結果となっています。

家事の役割分担

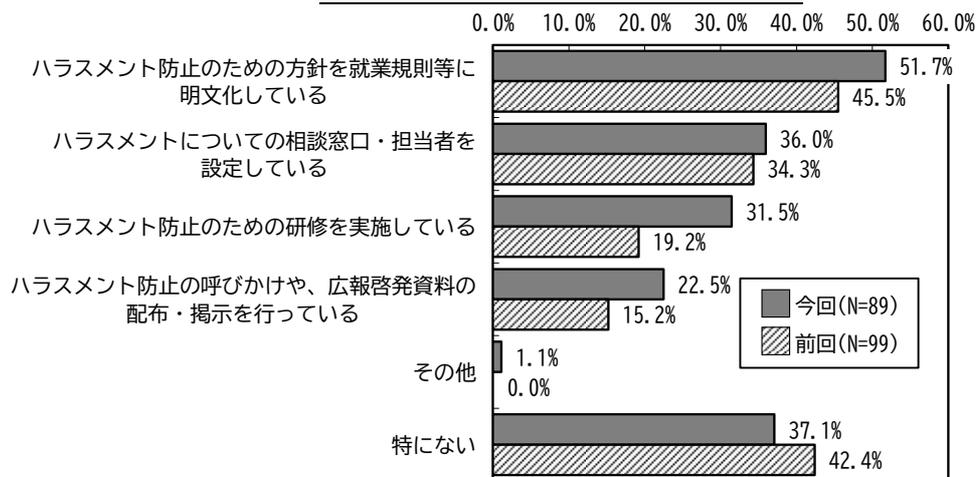


②事業所での男女の人権問題意識

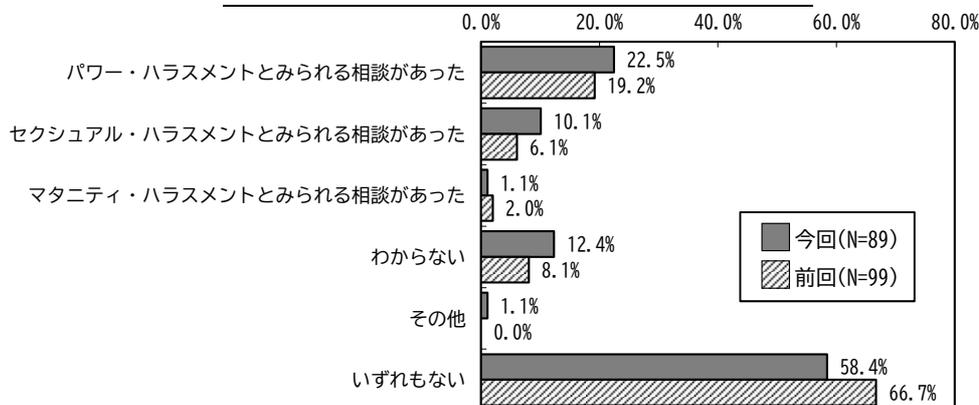
何らかのハラスメント対策に取り組んでいる事業所は 6 割以上(事業所)

- 約2割の事業所でパワー・ハラスメント、約1割でセクシュアル・ハラスメントの相談があったという結果が出ており、前回調査よりも増加傾向にあります。さまざまなハラスメントについての社会の関心の高まりや、事業所内でのハラスメント研修や啓発活動の実施によって、より相談しやすい環境に変化したものと考えられます。
- あらゆるハラスメントは重大な人権侵害であるという認識を徹底し、引き続きハラスメント防止の啓発や相談支援体制の周知が必要です。

【前回比較】 ハラスメントに対する取組



【前回比較】 ハラスメントなどの相談事例の有無

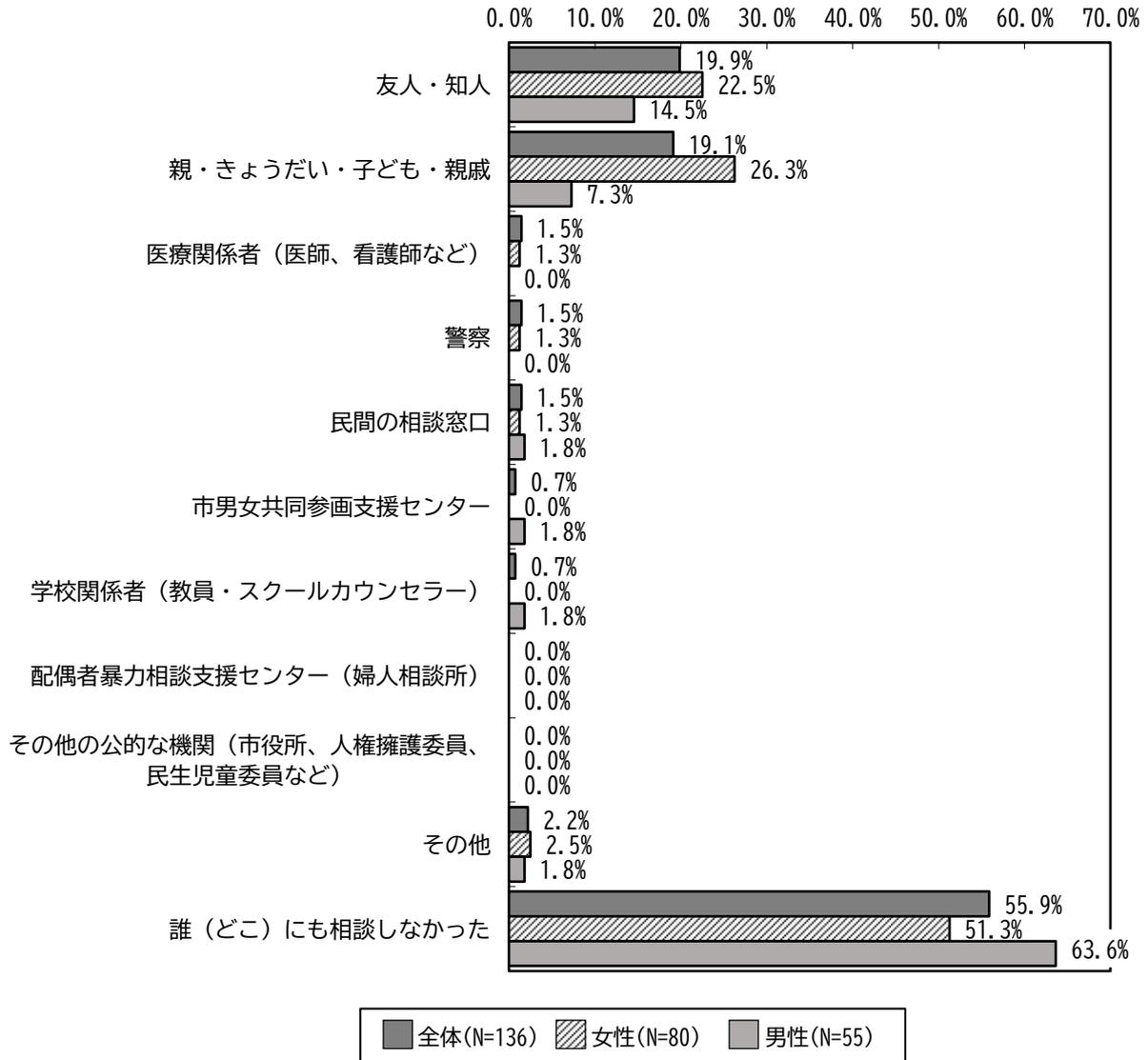


③DVなどの状況

今後も暴力根絶への取組とDV被害者への相談支援が必要(市民)

- 依然として配偶者やパートナー、交際相手から暴力行為を受けた経験のある人が、男女とも一定割合で見られることから、引き続き、暴力根絶への取組は重要です。
- 相談先については、誰(どこ)にも相談していない、相談するほどのことではないとの認識を持っている人も半数以上みられます。あらゆる暴力は被害者の尊厳を奪う重大な人権侵害であり、犯罪行為であるという認識を市民に普及啓発し、被害者に対しては安全確保と安心して相談できる窓口の周知、さらには関係機関との連携が重要です。

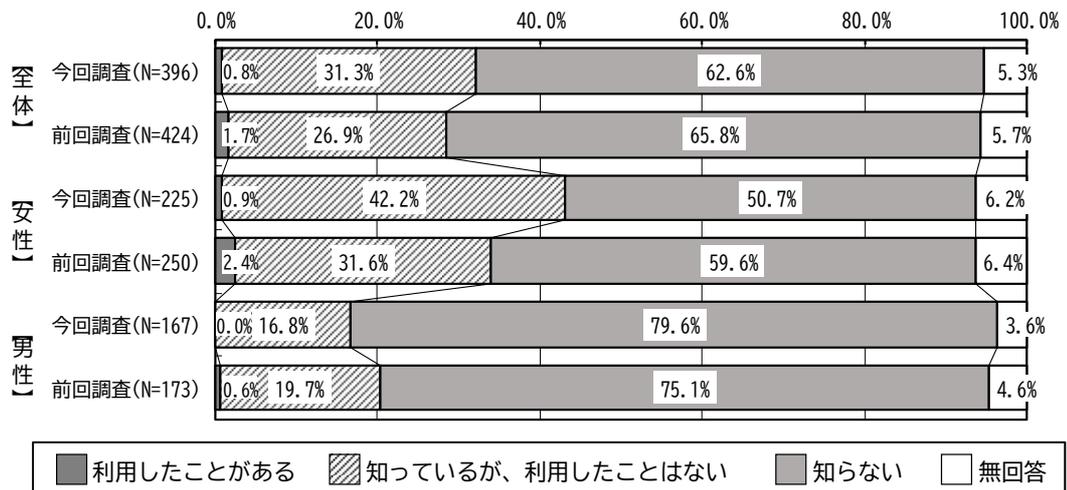
【性別】パートナー間で暴力を受けた（振るった）時の相談相手（複数回答）



「女性相談」認知率の向上(市民)

- 市の男女共同参画支援センターぱれっとJOYOで実施している「女性相談」の認知率は、女性で43.1%と前回から9.1ポイント増加していますが、より認知を広げていく必要があります。

【前回比較】女性相談の認知状況

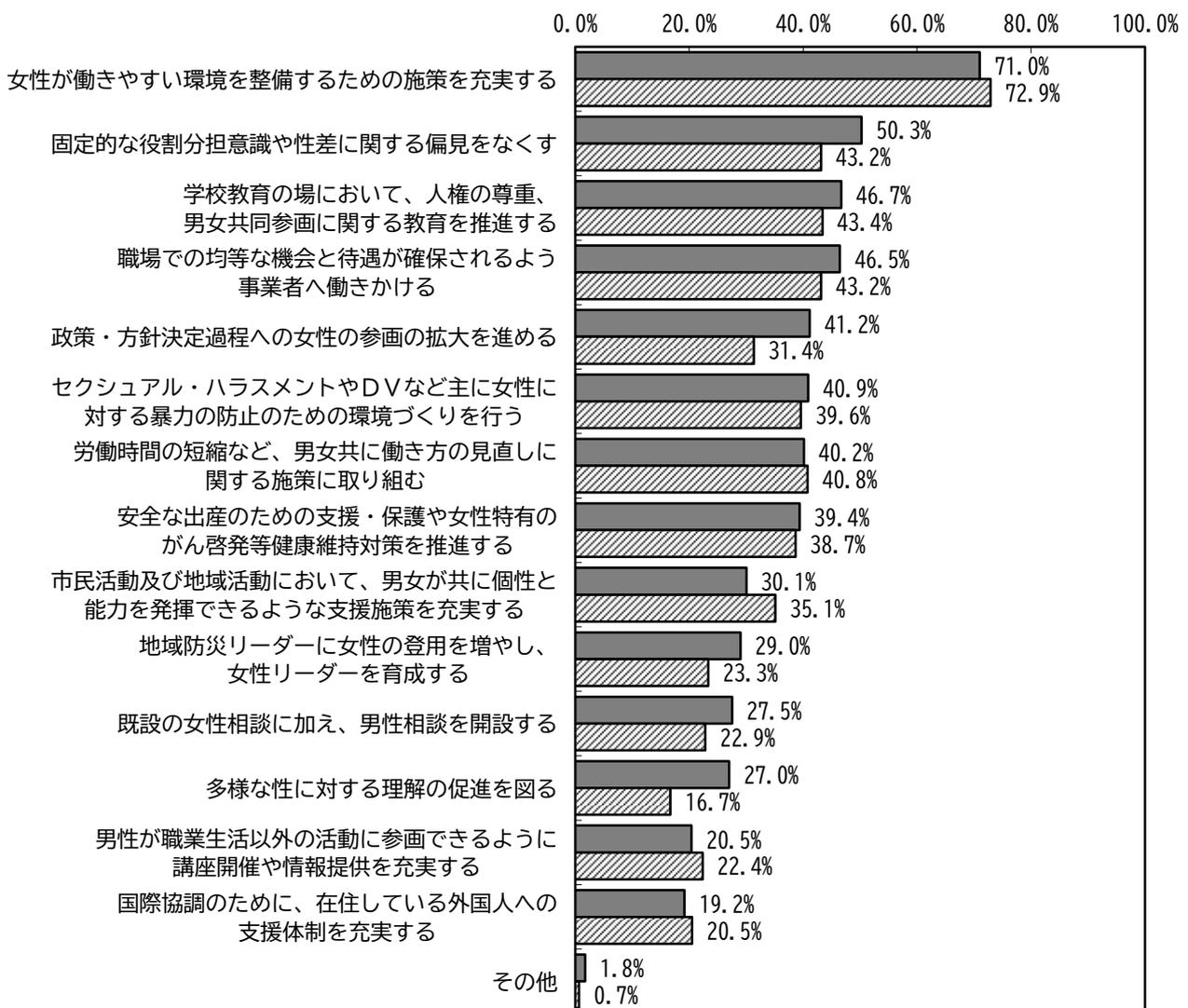


④男女共同参画をめざした取組

女性が働きやすい環境整備が求められている(市民)

- 今後取り組むべき施策としては、「女性が働きやすい環境を整備するための施策を充実する」が最も多くなっています。職場での均等な機会と待遇の確保や、男女の働き方の見直しへ期待する傾向も大きく、職業生活におけるジェンダー平等に強い関心が持たれています。また、固定的な役割分担意識の解消や学校教育での男女共同参画教育など、ジェンダー平等の啓発や教育を重要とする意識も高くなっています。
- 一方で、男性相談や男性に対する仕事以外の活動支援、多様な性に対する理解促進、外国人への支援などへの期待は比較的低い数値ではありますが、見過ごされがちな男性の生きにくさや、対象者が限られ認知されにくい施策についても、継続して取り組むことが必要です。「多様な性に対する理解促進を図る」については、前回から 10.3%増と、一番大きな伸びを示しています。

【前回比較】男女共同参画社会をめざして取り組むべきこと(複数回答)



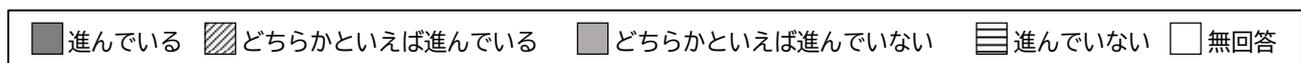
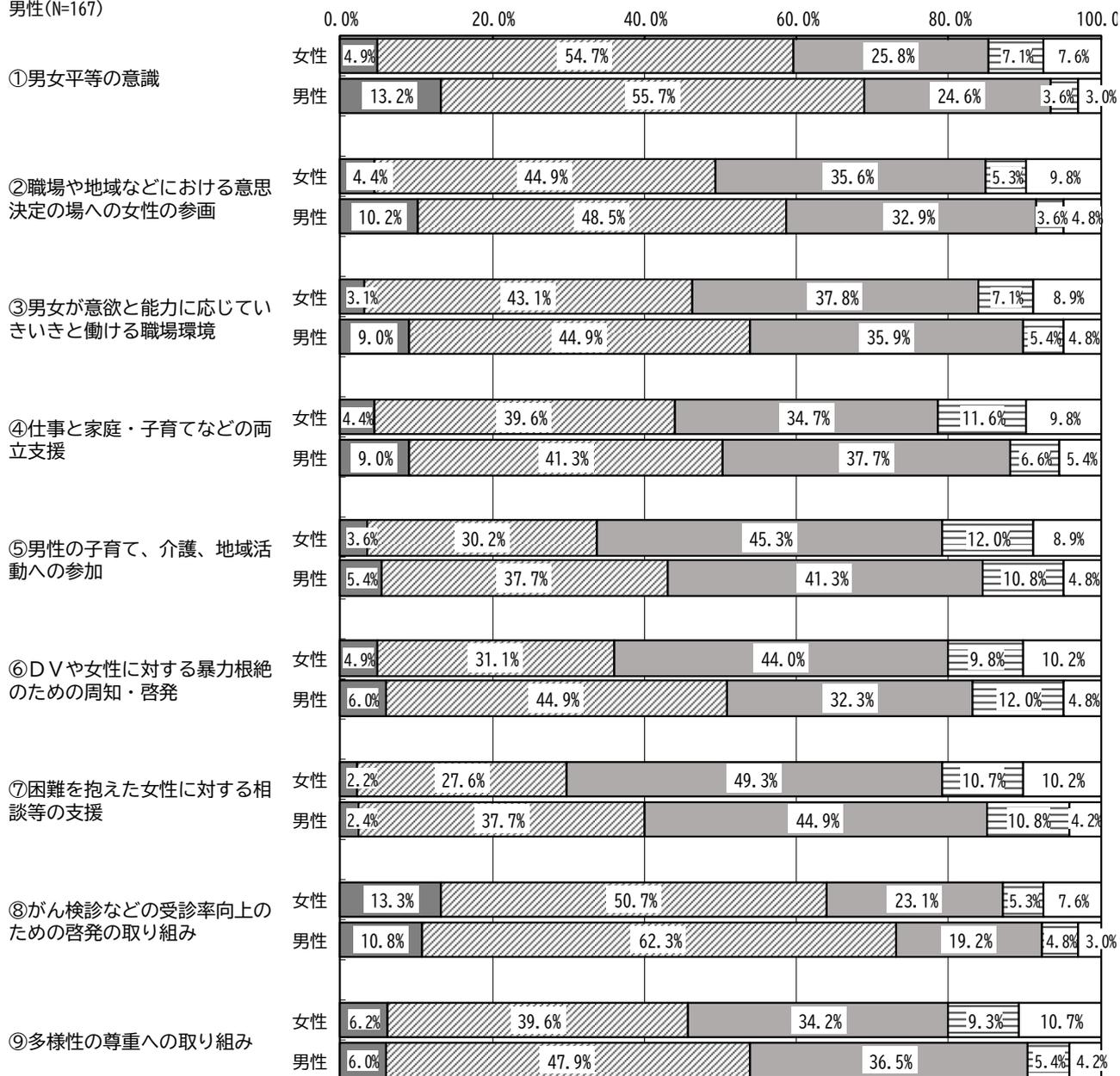
■ 今回調査(N=396) ▨ 前回調査(N=424)

この10年間の取組の進展については、女性の方が否定的な割合が高い(市民)

- 男女共同参画に関するこの10年間の取組への進展については、すべての項目において、男性よりも女性のほうが進展していないと考える割合が多くなっています。

【性別】男女共同参画に関するこの10年間の取組の進展

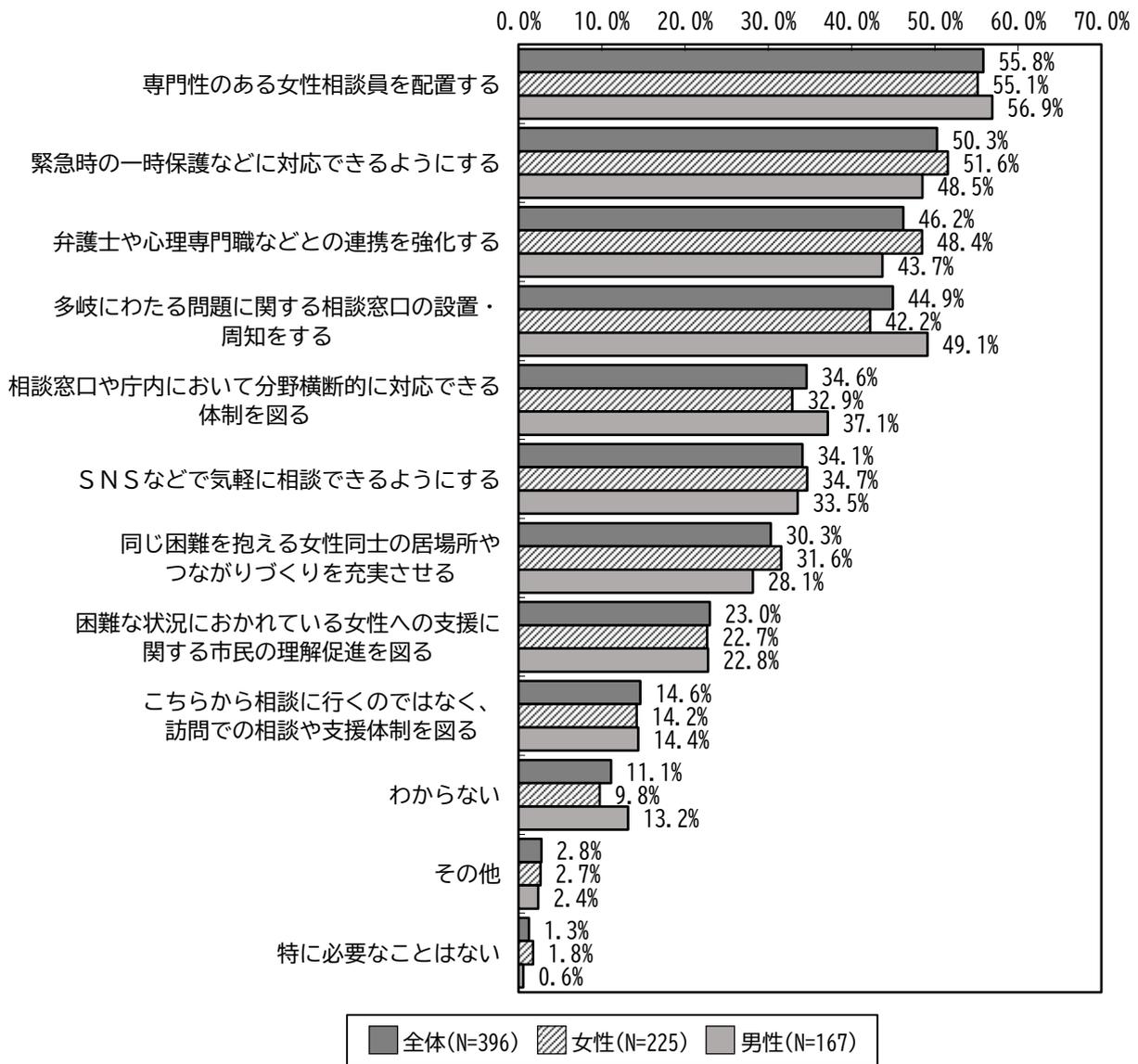
女性(N=225)
男性(N=167)



困難な問題を抱える女性への支援が必要(市民)

- 令和4年(2022年)に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、貧困やDV、性被害等の複雑化・多様化・複合化した問題に直面する女性に対して自立に向けた公的支援の強化が謳われています。本市において特に求められる支援として多い項目は、専門性のある女性相談員の配置、緊急時の一時保護等への対応、弁護士や心理専門職等との連携強化になっています。

【性別】問題を抱える女性の自立支援のために強化する取組(複数回答)



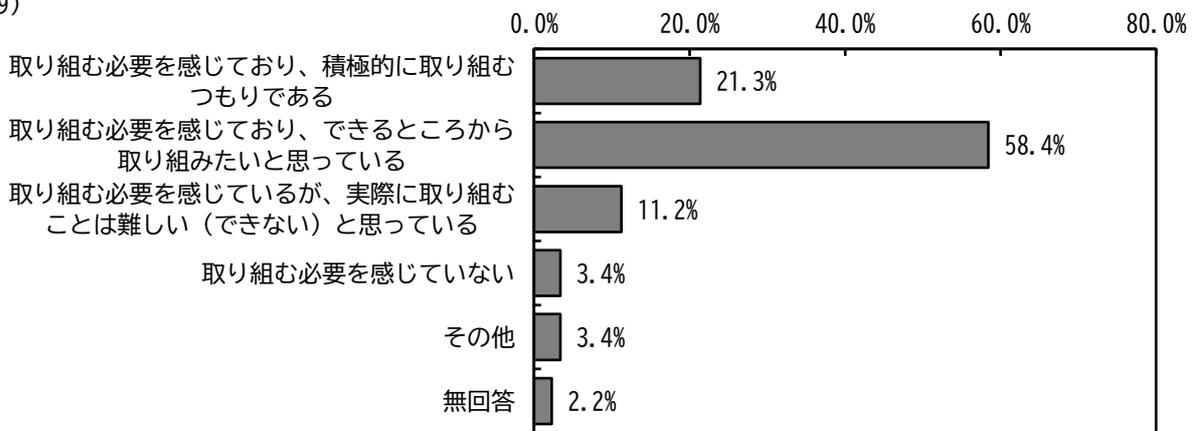
⑤事業所における働き方改革や女性活躍の推進

事業所側にも取組の必要性は認識されている(事業所)

- 一層の女性の社会進出や男性の家事・育児・介護への参画意識向上などの社会的な情勢を受け、働き方改革や女性活躍推進については、ほとんどの事業所で取り組む必要を感じている、積極的に取り組む意欲があるという結果となっています。
- 一方、令和5年(2023年)の育児休業の取得率は男女とも30~40%にとどまり、介護問題を抱える従業員の把握についても把握していない、または、制度利用者以外の把握ができていない事業所が約3割となっています。

働き方改革や女性活躍推進についての考え方

(N=89)



(3)男女共同参画推進に関する課題の現状

第4次計画において課題としていた5点について、現状を整理し、今後の取組につなげます。

①人口構造・世帯構造の変化による課題

現状

- ・ 本市の少子高齢化の進行は、予測よりも若干緩やかであるものの、依然として全国平均を上回り、令和32年(2050年)には高齢化率が43.3%になると推計される。(P.4)
- ・ 三世帯世帯を含むその他世帯の減少傾向が継続している。65歳以上の単独世帯数も、令和2年(2020年)までの30年で約6.6倍となり、女性が約7割を占める。(P.5)

少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少や地域活動の担い手不足は、活力ある地域社会を維持するための重要な課題です。性別に関わらず仕事や地域活動に取り組むことのできる男女共同参画の視点を取り入れることが、まちづくりにおいてより重要となっています。

②女性の就労における課題

現状

- ・ 共働き世帯数が片働き世帯数を上回る状況はさらに進み、令和2年(2020年)には共働き世帯数が片働き世帯数の約2倍となっている。(P.9)
- ・ 女性の労働力率は、令和2年(2020年)48.8%と上昇し、男性66.4%との差も17.6ポイントと前回調査に比べ縮小している。(P.17)
- ・ 市民アンケートでは、性別役割分担意識は薄れてきたが、実際には家庭内での家事分担が女性に偏っている状況は続いている。(P.20)
- ・ 女性の雇用形態は、依然として男性に比べて非正規雇用の割合が高い。(P.10)

就労する女性はさらに増加しており、職場で女性が活躍するためには、家庭内における役割が、性別にとらわれずに分担されることがより重要となっています。また、女性の雇用形態は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、経済的に不安定な状況にあると考えられます。

女性の多様な働き方・生き方に対応したキャリア形成が図れるよう、女性の職域拡大や職業能力向上のための支援とともに、職業生活と家庭などの両立を支援する、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

③政策・方針決定過程への女性の参画における課題

現状

- ・ 市議会議員の女性割合は令和6年度(2024年度)で36.8%と、国、京都府を上回る状況が続いている。(P.13)
- ・ 第4次計画の目標値として掲げた女性委員の登用率等は上昇傾向にあるが、目標に向けた継続

的な取組が必要である。(P.13)

社会状況の変化に対応できる多様な視点を確保するため、国・地方公共団体ともに、政策・方針決定過程への女性参画に取り組んでいます。政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、国内のみならず世界的な潮流であることの認識の浸透とともに、女性委員などの候補者層を増やすための、長期的な視点での取組を検討することが必要です。

④女性に対する暴力の根絶における課題

現状

- ・ 全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2年(2020年)に約13万件と過去最高となり、以降も高水準で推移している。
- ・ 京都府内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、平成22年度(2010年度)の2,368件から、10年後の令和2年度(2020年度)には、約2.7倍の6,387件となった。令和3年度(2021年度)に5,232件に減少したが、翌年度には増加に転じている。(P.15)
- ・ 本市におけるDVを主訴とする相談は、増減しながら一定数の相談が続いている。(P.16)
- ・ 女性だけでなく、男性が被害者となる性暴力などへの認識が広まっている。
- ・ 若年層が被害にあう性暴力、性犯罪が社会問題として顕在化しており、令和5年(2023年)には性犯罪に関する法律の規定が改正された。

性に基づく暴力は、性別や年齢に関わらず、誰もが被害者になる可能性があります。その中で、女性に対する暴力の背景には、女性をその人格から切り離して性的対象物と見る意識や、社会的な男女の格差、女性に対する男性優位の意識などがあると考えられます。また、男性も性犯罪の被害者となることが、広く認識されてきました。これまで、男性が性被害を訴えることや、社会が男性の性被害に気付くことを妨げてきた「男性なら抵抗できるはず」「男は強くなければならない」など、性別による思い込みをなくすことが重要です。

性被害を個人間の問題ではなく社会的な問題としてとらえ、誰もが被害者にも加害者にもならない、暴力のない社会を目指す意識づくりと、被害者支援に継続して取り組む必要があります。

⑤多様性の尊重に向けての課題

現状

- ・ 市民アンケートにおける「日本の男女の地位の平等感」では、全体的に、平等と感じる女性が減少し、男性に比べて女性の方が、平等と感じる割合が低い。(P.19)
- ・ 市民アンケートでは、約5割の人が、この10年間で多様性の尊重への取組が進んだと回答している。(P.24)また、多様な性に対する理解の促進を図ることが必要と考える人の割合が大きく伸びている。(P.23)

性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な人材が活躍すること「ダイバーシティ(多様性)」が社会的な利益になるとの理解が進んでいます。

しかし、ジェンダー平等の観点から見ると、「男は『仕事』、女は『家庭』」といった性別役割分担意識は薄まっているものの、実際の家事は主に女性が行っているなど、現実的な性別役割分担の解消には至っていません。性別による社会的・経済的な男女格差が、女性がさまざまな困難を抱える原因や、男性が生きづらさを感じる原因にもなっています。

人は置かれた状況によって、性別によること、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、部落差別(同和問題)に関することなどが社会的困難となる場合があります。困難を抱えた人を支援するとともに、多様な困難に関する周りの理解を深め、誰もが活躍できる社会の実現を目指して、一層の取組が必要です。

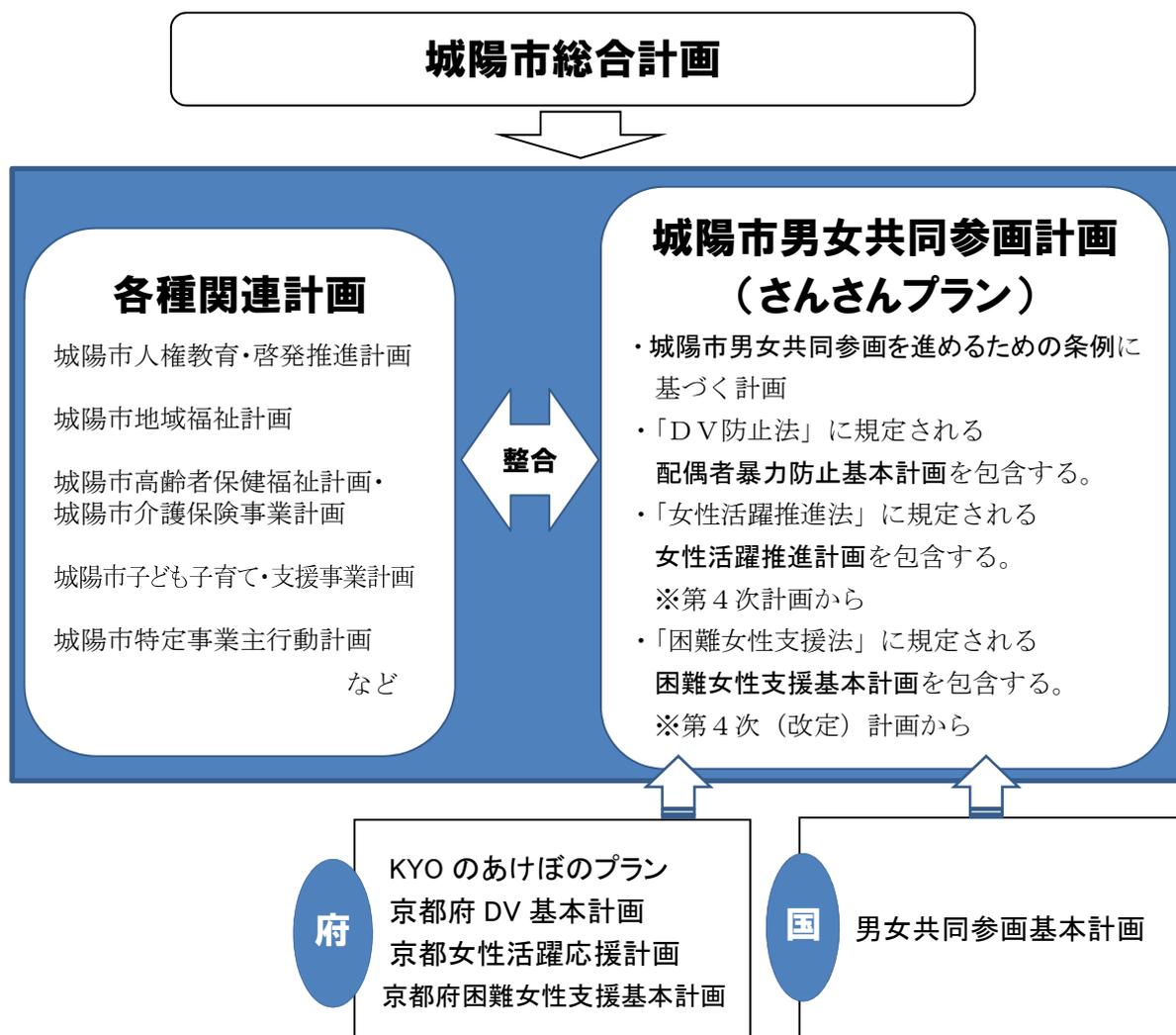
第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な目標や課題、施策などを示すことにより、本市が市内の事業所や市民などと協働して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とします。

2 計画の位置付け

城陽市男女共同参画計画は、城陽市総合計画の部門別計画として、他の部門別計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための計画です。



(DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

(女性活躍推進法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

(困難女性支援法：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。
なお、男女共同参画に関する国内外の動向や社会情勢の変化に的確に対応し、男女共同参画施策の推進を図るため、令和7年度(2025年度)に中間見直しを行いました。

4 計画の基本理念

「城陽市男女共同参画を進めるための条例」第3条に定める基本理念を本計画の基本理念とします。

「城陽市男女共同参画を進めるための条例」の基本理念

男女の人権尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保し、女性に対する暴力が根絶される必要があります。

社会における制度または慣行に対する配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

政策などの立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動などができるようにする必要があります。

性と生殖に関する意思の尊重と健康

男女の対等な関係の下に、互いの性の理解を深め、妊娠、出産など性と生殖に関する意思が尊重され、生涯にわたる健康が維持できるようにする必要があります。

国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切です。

5 第4次（改定）計画の基本方針

第4次城陽市総合計画において掲げる本市の将来像『歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽』の実現とともに、「第4次城陽市男女共同参画計画(さんさんプラン)」においては、すべての市民が性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画する機会が保障され、責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて、誰もが輝き、活躍できるまちを目指して、さまざまな取組を進めます。

第4次(改定)計画においては、第4次計画策定時と同様に、抽出した課題を基に3つの基本目標を設定します。

第4次計画基本目標

基本目標Ⅰ 「あらゆる分野における女性と男性の共同参画」

※女性活躍推進法に基づく基本計画として位置付け

本市における少子高齢化の進行は著しく、活力ある地域社会を維持するためには、これまで以上に女性の活躍を推進する必要があります。基本目標Ⅰを「女性活躍推進法」に基づく推進計画として位置付け、さまざまな分野での女性活躍を支援するとともに、市民アンケートにおいて要望の多い、女性が働きやすい環境の整備、女性が暮らしたいまちづくりに向けた施策を推進します。
(P.27 課題①②③)

基本目標Ⅱ 「誰もが安全で安心できる生活の実現」

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画として位置付け
※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画として位置づけ

DVなどの性に基づく暴力は重大な人権侵害であり、近年では若年者が被害者となる性暴力、性犯罪が社会問題となっています。基本目標Ⅱを「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画として位置付け、暴力を許さない市民意識の醸成と、相談体制の充実による暴力被害の未然防止、被害者のケアに取り組むとともに、貧困、高齢、障がいなど、複合的な困難を抱えた女性などが安心して暮らすための支援に取り組めます。また、生涯を通じた男女の健康支援に努めます。
(P.28 課題④⑤)

基本目標Ⅲ 「人権と多様性が尊重される社会づくり」

各分野における男女共同参画の推進には、男女平等と多様性を尊重する意識の醸成が基盤となります。あらゆる分野での女性活躍推進や誰もが活躍できる社会を実現するためには、固定的な性別役割意識の解消や多様性への理解を欠かすことはできません。基本目標Ⅲでは、男女共同参画に関する教育・学習に取り組み、本市が進める新たなまちづくりにより増加する交流人口の定住化に、男女共同参画の理念を活かしていきます。

(P.27・28 課題①②⑤)

第3章 計画の内容

1 施策の体系

計画では、「基本目標」を達成するための「行動目標」を定めています。さらに、「行動目標」ごとの「施策の方向」によって、どのような施策をもって目標達成を目指すのかを表しています。

基本目標	行動目標	施策の方向
I あらゆる分野における女性と男性の共同参画	1 政策・方針決定過程における女性の参画の推進	(1) 審議会などへの女性の参画促進
		(2) 女性職員の職域拡大と登用の推進
	2 男女がともに働き続けられる環境づくり	(3) 職業生活と家庭などの両立支援の推進 (ワーク・ライフ・バランスの推進)
		(4) 職場におけるハラスメントの防止と根絶
		(5) 女性の就労支援
	3 職業生活の分野における女性の活躍の推進	(6) 男女の均等な機会と待遇の確保
		(7) 女性のキャリア形成支援
		(8) 農業、自営業、起業における女性支援
	4 家庭・地域における男女共同参画の推進	(9) さまざまな分野における市民活動への支援
		(10) 家事・育児・介護・地域活動などへの男性の参画促進
		(11) 地域防災・減災、環境問題への女性の参画促進
II 誰もが安全で安心できる生活の実現	5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(12) 暴力を許さない市民意識の醸成
		(13) DV、性被害・性暴力などの防止と被害者支援・相談体制の充実
	6 困難な状況に置かれた女性などへの支援	(14) 貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた女性などが安心して暮らすための支援と相談体制の充実
		(15) 性と生殖に関する健康と権利の支援
7 生涯を通じた男女の健康支援	(16) 性差に応じた健康対策の支援	
	(17) 固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成	
III 人権と多様性が尊重される社会づくり	8 多様な選択を可能にする教育・学習の推進	(18) 多様性に関する理解の浸透
		(19) 平等意識浸透のための広報、啓発活動
	9 男女平等・男女共同参画意識の醸成	(20) 男女共同参画推進のための調査

2 施策の内容

基本目標 I

あらゆる分野における女性と男性の共同参画

行動目標1 政策・方針決定過程における女性の参画の推進

本市では、審議会などの女性委員割合は 33.3%(令和6年)で、全国平均、府内市町村平均を上回っているものの、市が第4次計画で目標とした 35%には至っていません。市政に男女双方の意見が反映されるように、女性委員のいない審議会などの解消と、将来的には委員の男女比が均等な状態になることを目指して、関係団体への働きかけを行うとともに、女性の委員候補者の情報収集など女性の登用を進めるための取組を行います。

庁内の女性管理職登用については、職員採用段階における応募者に女性の増加を目指す取組を実施します。また、どの役職段階においても女性割合が向上するように、計画的な人材育成を推進します。

施策の方向(1)審議会などへの女性の参画促進

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
1	審議会などへの女性委員の登用	「審議会等への女性委員の登用促進に向けた指針」の周知徹底	市民活動支援課
		女性委員登用率調査の実施と女性委員登用促進に向けた制度の検討	市民活動支援課
2	幅広い市民意見の聴取	パブリック・コメントや市政懇談会の実施による市民意見の把握推進	市民活動支援課 秘書広報課

施策の方向(2)女性職員の職域拡大と登用の推進

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
3	管理監督職などへの女性職員の登用	女性に対する外部研修派遣、職階別研修など計画的な研修の実施	人事課
4	女性職員の職域拡大	職員の女性割合向上に向けた取組	人事課

行動目標2 男女がともに働き続けられる環境づくり

本市の女性の年齢層別労働力率を見ると、20歳代から50歳代までの年齢層ではいずれも70%を超えており、また、経年ではいずれの年齢層でも増加しています。

市民アンケート調査では、本市が男女共同参画社会を目指して取り組むべきこととして「女性が働きやすい環境を整備するための施策を充実する」が突出して高くなっています。

子育てや介護のサービス提供体制を充実するなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図り、ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現を目指します。

また、職務上の地位などの優位性を背景とするパワー・ハラスメント、妊娠・出産を理由として不利益や嫌がらせを受けるマタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントが、どのような場面でも起こらないように意識啓発を進め、誰もが働きやすい職場づくりの促進を支援します。

施策の方向(3)職業生活と家庭などの両立支援の推進(ワーク・ライフ・バランスの推進)

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
5	仕事と生活の調和の理解と浸透	多様な媒体を活用したワーク・ライフ・バランスに関する情報発信及び啓発活動	市民活動支援課 商工観光課
6	事業者などへの仕事と育児・介護の両立のための制度の普及	事業者に対する育児・介護に関する法律や制度情報などの周知	商工観光課
7	仕事と育児・介護の両立のための制度の周知及び利用促進の啓発	性別にかかわらず市職員の育児・介護に係る休暇取得の奨励	人事課
		市民に対する育児・介護に関する法律や制度情報などの周知	子育て支援課 高齢介護課
8	働く男女の健康管理の支援	市職員の長時間労働の抑制と計画的な年次有給休暇の取得促進	人事課
		教職員の長時間労働の抑制と計画的な年次有給休暇の取得促進	学校教育課
		働く男女を対象とした健康支援に関する情報提供	健康推進課 商工観光課
9	子育て、介護に関する行政サービスの周知	多様な媒体を活用した子育て支援サービスの情報発信と相談支援	子育て支援課
		多様な媒体を活用した介護保険サービスの情報発信と相談支援	高齢介護課

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
10	多様な保育サービスの整備	延長保育、一時保育、休日一時保育事業の実施 病児・病後児保育事業の実施 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業（夜間養護等事業））の実施 幼稚園預かり保育、昼間里親保育などの実施	子育て支援課 学校教育課
		ファミリー・サポート・センターの制度周知と 会員の講習会などの実施	子育て支援課
		子育て世代包括支援センター事業による妊娠・ 出産・子育ての切れ目ない支援の実施	子育て支援課
11	放課後児童対策の充実	放課後児童健全育成事業の実施	子育て支援課
		放課後子ども教室推進事業の実施	文化・スポーツ推進課

施策の方向(4)職場におけるハラスメントの防止と根絶

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
12	雇用の場におけるあらゆるハラスメントの防止対策	市民に対するセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、介護休業等ハラスメント、カスタマーハラスメント、就活等セクハラなどの周知と理解に関する啓発	市民活動支援課
		事業所に対するハラスメント防止対策義務化の周知	商工観光課
13	市におけるあらゆるハラスメントの防止の推進	ハラスメントの防止に係る法令などの周知徹底	人事課
		ハラスメント防止のための研修の実施	人事課
		相談窓口の周知	人事課
		教職員におけるハラスメントの防止と相談体制の充実	学校教育課

施策の方向(5)女性の就労支援

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
14	女性の就労支援体制の強化	ハローワークと連携した就労相談、職業紹介の充実	商工観光課
		企業説明会の開催	商工観光課
		各種支援機関情報の広報	商工観光課 市民活動支援課
		女性と仕事をテーマにした事業の実施	市民活動支援課
		女性のための就労・再就職支援事業の実施	商工観光課

行動目標3 職業生活の分野における女性の活躍の推進

雇用の分野で、男女ともにその意欲・能力及び適性に応じて均等な待遇を受けられるよう、男女雇用機会均等法などの周知に向けた取組を促します。また、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所などの情報発信を通じて、「女性活躍推進法」の趣旨の周知に努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として広まったテレワークやオンラインの活用など、柔軟で多様な働き方に関する可能性が生まれており、女性がさまざまな手法を活用してキャリア形成が図れるよう学習機会や情報提供の充実に取り組みます。また、女性が働く上でのネットワークづくりの支援、農業、自営業、起業など雇用形態にかかわらず活躍できる環境整備の取組を支援します。

施策の方向(6)男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
15	事業者への法令順守の徹底	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの改正情報の発信と周知	商工観光課
16	女性活躍推進の促進	事業所が女性活躍推進を進めるための制度などの情報提供	商工観光課
		市民への職業生活における女性活躍推進を進めるための法律や制度などの周知	市民活動支援課

施策の方向(7)女性のキャリア形成支援

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
17	ライフサイクルに対応した女性のキャリア形成のための学習機会や情報の提供	女性のライフサイクルに対応した各種講座の開催及び情報提供	市民活動支援課
		女性のための職業技術習得、資格取得事業の実施	商工観光課

施策の方向(8)農業、自営業、起業における女性支援

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
18	自営業における女性労働の適正な賃金評価と女性の経営参画支援	家族経営協定の普及啓発	農業委員会事務局
		城陽商工会議所女性会の活動支援	商工観光課
		J A 京都やましろ女性部城陽市支部の活動支援	農政課
19	女性の起業支援	女性を対象とした起業支援事業の実施	市民活動支援課
		起業に関する支援機関などの情報提供	商工観光課 市民活動支援課
		創業支援ネットワーク『城陽チャレンジスクエア』の連携強化	商工観光課

行動目標4 家庭・地域における男女共同参画の推進

市民活動が、性別や年齢によって役割が固定化されることなく、多様な市民の意見を反映した活動となり、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながるよう支援を行います。

また、家事・育児・介護など、男性の家庭への参画促進を進めるとともに、男性が地域で活躍し、仲間づくりを行う環境整備を進めます。

近年、大規模災害の頻発により、地域防災・災害対策への関心が高まっていますが、過去の災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いが考慮されないといった課題や、性暴力被害の発生などが報告されています。女性がさまざまな意思決定に参画し、地域防災の主体的な担い手として活躍できるよう取り組みます。

施策の方向(9)さまざまな分野における市民活動への支援

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
20	男女共同参画を推進する人材の発掘・育成	男女共同参画を推進する各種講座の開催	市民活動支援課
		男女共同参画推進団体などの活動支援	市民活動支援課
21	男女共同参画を推進する団体活動支援及び団体などのネットワーク化	男女共同参画推進登録団体などの交流支援	市民活動支援課
		城陽市市民活動支援センターの登録団体などの交流支援	市民活動支援課
		市民団体と行政による協働事業の充実	市民活動支援課 文化・スポーツ推進課
		社会教育関係団体に対する活動支援	文化・スポーツ推進課
22	市民活動への参加促進と拠点の充実	人材育成のための学習機会と市内団体の活動情報の提供	市民活動支援課
		市民活動支援センターによる市民活動支援	市民活動支援課
		多様な媒体を活用した情報発信の充実	市民活動支援課
		ボランティア活動を推進する社会福祉協議会への支援	福祉課

施策の方向(10)家事・育児・介護・地域活動などへの男性の参画促進

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
23	家事・育児・介護など家庭生活への男性参画の促進	家庭への男性の参画促進のための事業の実施	市民活動支援課
		ママパパ教室（妊婦とパートナーを対象とする出産育児についての教室）の開催による父親の育児参画意識の醸成	健康推進課
		すくすく親子サポートカウンターにおけるパートナーへの妊娠や子育てについての情報提供	健康推進課
		父親が参加しやすい子育て講座の開催・情報提供	子育て支援課
		男性介護者への高齢福祉サービスの情報提供と仲間づくり	高齢介護課
		施設整備及び改修時の男女トイレへのベビーカーなどの設置促進	施設所管課
24	男性の育児・介護に係る休暇取得促進	多様な媒体を活用した情報発信の充実	市民活動支援課
		市男性職員における育児休業の取得促進及び子どもの看護のための特別休暇と介護休暇の周知	人事課

施策の方向(11)地域防災・減災、環境問題への女性の参画促進

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
25	男女共同参画の視点による防災計画の推進	男女双方の視点に配慮した防災計画の推進	危機・防災対策課
26	地域コミュニティにおける防災活動への支援	自主防災組織の女性防災リーダーの育成支援	危機・防災対策課
		女性消防団の活動支援	消防総務課
		多様な視点に立った避難所運営の取組の推進	危機・防災対策課
27	環境保全活動への参画の支援	城陽環境パートナーシップ会議などへの支援を通じた環境問題への女性の積極的参画促進	環境課

〔基本目標Ⅰの指標〕

計画の進行状況を確認し、施策の取組状況を評価する指標として以下を設定します。

NO	指標項目	令和元年度 (第4次プラン基準値)	令和6年度の実績値	令和12年度目標値 (第4次プラン目標値)	担当課
1	審議会などにおける女性委員の登用率	27.9%	32.6%	35.0%以上	市民活動支援課
2	女性委員がいない審議会などの数	12委員会	3委員会	0委員会	市民活動支援課
3	市職員の管理・監督職に占める女性職員の割合	15.8% (管理職のみ8.7%)	16.6% (管理職のみ17.7%)	30.0%以上	人事課
4	保育所及び学童保育所の待機児童人数	保育所49人 (平成31年4月1日) 学童保育所0人	0人 (令和6年4月1日) 0人	待機児童0人	子育て支援課
5	ワーク・ライフ・バランス推進宣言を行う企業数	40社	43社	50社以上	商工観光課
6	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業数	8社	10社	15社以上	市民活動支援課
7	各職員の1年間の超過勤務時間数	360時間を超過した職員割合17.1%	360時間を超過した職員割合8.6%	360時間を超過した職員割合0%	人事課
8	女性の就労支援事業数(講座数)	85講座	75講座(商工観光課) 1講座(市民活動支援課) 合計76講座 令和3～6年度合計344講座	段階的な講座数の増 令和3～12年度 合計890講座	商工観光課 市民活動支援課
9	労働力率	男女差 20.3ポイント 男性65.5% 女性45.2% ※総務省平成27年国勢調査	男女差 17.6ポイント 男性66.4% 女性48.8% ※総務省令和2年国勢調査	男女の格差を小さくする 女性50%以上	市民活動支援課
10	男女共同参画推進登録団体数	31団体	28団体	45団体以上	市民活動支援課
11	市内全域での男女共同参画に関する事業の実施		3件(北城陽中学校区、城陽中学校区、南城陽中学校区) 令和3～6年度合計7件4中学校区	全中学校区における実施	市民活動支援課
12	全小学校区における女性の地域防災リーダーへの登用	5校区(10人)	8校区(25人)	全校区における女性の登用	危機・防災対策課

基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心できる生活の実現

行動目標5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

性犯罪・性暴力、ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者などからの暴力)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、深刻な社会問題となっています。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況に違いや根深い偏見などが存在しており、その根絶に向けては、男女間の経済的格差の是正や、人権尊重の徹底などの意識改革が必要です。また、当然のことながら、暴力はその対象の性別を問わず許されるものではありません。

近年は、スマートフォン、SNSの普及により、被害は多様化、低年齢化する傾向にあります。

暴力についての正しい認識の浸透を目指して、誰もが暴力の当事者とならないための啓発を推進し、学習機会の提供を充実します。

また、被害者への相談対応を充実するとともに、被害者保護の対応及び自立支援の取組も含めて、庁内の各課及び関係機関との連携強化を進めて、支援体制を構築します。

施策の方向(12)暴力を許さない市民意識の醸成

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
28	安全・安心のまちづくり	城陽防犯推進委員協議会の活動支援	危機・防災対策課
		安心・安全メールによる防犯情報発信	危機・防災対策課
		犯罪抑制のための防犯カメラの適正管理	危機・防災対策課
29	DVなどあらゆる暴力を根絶するための事業・啓発の推進	多様な媒体を活用した広報・啓発活動	市民活動支援課
		女性に対する暴力をなくす運動期間の広報・啓発事業の実施	市民活動支援課
30	地域におけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止	多様な媒体を活用した広報・啓発活動	市民活動支援課
		人権擁護委員との事業実施時における啓発	市民活動支援課
		女性相談の実施	市民活動支援課
31	DVに関する知識の普及	多様な媒体を活用したDVの正しい理解の促進	市民活動支援課
		人権擁護委員との事業実施時における啓発	市民活動支援課
		DV防止のための事業の実施	市民活動支援課
		若年層を対象にした性に基づく暴力防止のための啓発事業の実施	市民活動支援課

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
32	D V 被害者への相談窓口の周知	D Vリーフレットの作成と市内施設への設置	市民活動支援課

施策の方向(13)DV、性被害・性暴力などの防止と被害者支援・相談体制の充実

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
33	D V 被害者に対する相談体制の充実	女性相談の実施と男性相談や加害者更生プログラムなどの情報提供、効果的な相談方法の検討	市民活動支援課
		相談関係者の研修の充実	市民活動支援課
		被害者の緊急避難時の各支援機関との協力体制の構築	市民活動支援課
		D V 被害者保護に係る住民基本台帳事務における制限の徹底	市民課
		京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター—京都S A R A (サラ)の周知	市民活動支援課
34	D V 被害者の自立支援	京都府及び近隣市町村との情報共有と連携強化	市民活動支援課
		庁内D V 相談担当者ネットワーク会議による情報共有	市民活動支援課
		D V 被害者の自立に係る住まい、就労、経済的な支援などの情報提供と関係各課との連携強化	市民活動支援課
		D V と児童虐待の関連を踏まえた要保護児童対策地域協議会との適切な連携	市民活動支援課

行動目標6 困難な状況に置かれた女性などへの支援

女性は、男性に比べて、収入の低い非正規で働く割合が高いこと、また、出産・育児で就労を中断することが多いなど、経済的な困難に陥りやすい背景があります。ひとり親家庭の状況としては、一般的に父子家庭は生活面で、母子家庭は経済面で困難を抱える場合が多く、母子世帯は父子世帯と比べて就労収入が約半分といった状況が見られます。さらに、新型コロナウイルス感染症の経済社会への影響は、社会的に弱い立場の人に対して、より一層深刻な状態となっています。

また、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、部落差別(同和問題)に関することなどを理由とした社会的困難を抱えている人が、さらに複合的な困難を抱える場合があります。さまざまな困難を抱える人に対応した多様な支援が、より届きやすくなるよう配慮します。

施策の方向(14) 貧困、高齢、障がいなどにより困難を抱えた女性などが安心して暮らすための支援と相談体制の充実

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
35	困難な問題を抱える女性への支援	女性相談による支援と他の相談機関との連携	市民活動支援課
		困難な問題を抱える女性に必要な支援につなげるための取組の実施	市民活動支援課
36	生活困窮者の自立に向けた支援	生活保護、くらしの資金貸付、生活困窮者自立支援制度相談の実施	福祉課
37	ひとり親家庭への支援	母子・父子自立支援員(相談・情報提供)の配置	子育て支援課
		児童扶養手当の支給	子育て支援課
		京都府ひとり親家庭自立支援センターの周知と京都府が実施しているひとり親家庭などの支援事業の情報提供	子育て支援課
		ひとり親家庭医療助成制度の周知	国保医療課
38	子どもへの虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会の開催	子育て支援課
		こんにちは赤ちゃん事業による支援が必要な家庭の把握と継続的な見守り	子育て支援課
		子ども家庭センターの設置	子育て支援課
		子育てに関わる相談体制の充実	子育て支援課 健康推進課
39	高齢者や障がい者の生活や介護に関わる相談体制の充実	地域包括支援センターによる総合相談、支援事業の実施	高齢介護課
		障がい者相談事業所による相談支援事業の実施	福祉課

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
40	地域住民への認知症理解の推進	認知症サポーター養成講座の実施	高齢介護課
41	外国籍住民への相談窓口の周知	外国語による女性相談対応窓口情報の提供	市民活動支援課

行動目標7 生涯を通じた男女の健康支援

自らの心身の健康について、正確な知識・情報を得て、主体的に行動することは、生涯にわたって活動的な人生を送るために重要なことです。男女それぞれで異なる健康課題の背景を理解するとともに、身体の知識や機能に関する学びを通じて、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合えるよう、年齢段階に応じて自分の心と身体を大切にするための性教育やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)教育に取り組みます。

また、それぞれのライフステージにおいて、健康課題に関して正しい知識を身につけ、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう教育・啓発を進めるとともに、疾病の早期発見のための保健事業を充実します。

施策の方向(15)性と生殖に関する健康と権利の支援

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
42	性と生殖に関する情報提供	多様な媒体による情報提供	市民活動支援課 健康推進課
		ママパパ教室(妊婦とパートナーを対象とする出産育児についての教室)における家族計画の指導	健康推進課
43	学校における性に関する教育の充実	各種指導資料の活用などによる性に関する教育の充実	学校教育課
44	HIV/エイズ、性感染症など予防対策の推進	山城北保健所の実施事業の情報提供(エイズ相談・検査)	健康推進課

施策の方向(16)性差に応じた健康対策の支援

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
45	妊娠、出産期における女性の健康支援	妊産婦への保健指導、妊産婦健康診査、妊婦歯科健診等母子保健事業の実施	健康推進課
		子ども家庭センター事業による妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の実施	健康推進課
		不妊に関する情報提供と不妊治療への助成制度の実施	国保医療課
		妊婦歯科治療への助成制度の実施	国保医療課
46	男女のライフステージに応じた健康づくりの支援	健康教室や訪問指導など、生活習慣病予防の推進	健康推進課
		健康相談、健康教育の充実	健康推進課
		小学校区ごとの健康づくり活動の推進	健康推進課
		がん検診(乳がん、子宮頸がんなど)、特定健診の実施	健康推進課
		減塩を核とした健康で質の高いまちづくりの推進	健康推進課
		介護予防事業の実施	高齢介護課
		こころの健康相談の実施	福祉課

〔基本目標Ⅱの指標〕

計画の進行状況を確認し、施策の取組状況を評価する指標として以下を設定します。

NO	指標項目	令和元年度 (第4次プラン基準値)	令和6年度の実績値	令和12年度目標値 (第4次プラン目標値)	担当課
13	男女共同参画支援センターにおける女性相談の認知状況	28.6% 令和元年度男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケート	32.1% 令和6年度男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケート	50%	市民活動支援課
14	DV相談者への支援	DV相談件数54件 ※概ね1年以内に終結	DV相談件数16件 ※概ね1年以内に終結	新規相談者1年以内の終結	市民活動支援課
15	乳がんの検診受診率	11.2%	10.7% (令和4年度) 10.7% (令和6年度)	16.6% (令和4年度) 増加傾向へ (令和5年度～)	健康推進課
16	子宮頸がんの検診受診率	8.8%	8.9% (令和4年度) 10.0% (令和6年度)	14.9% (令和4年度) 増加傾向へ (令和5年度～)	健康推進課

※No. 15 乳がんの検診受診率(前2年度分の市の乳がん検診受診者数÷40歳以上女性人口×100)

No. 16子宮頸がんの検診受診率(前2年度分の市の乳がん検診受診者数÷20歳以上女性人口×100)

いずれも職場の検診や国民健康保険の人間ドックに付随して受けた人数は含まない

基本目標Ⅲ 人権と多様性が尊重される社会づくり

行動目標8 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

保育・教育現場において、教科指導以外で無意識のうちに「男の子だから、女の子だから」といった性別に基づく固定観念を押し付けていないか点検し、男女共同参画に対する教職員の理解を進めます。

生涯学習においても、性別に基づく思い込みによって、自分自身の行動や振る舞いを制限したり、「男らしさ、女らしさ」の押し付けに生きづらさを感じたりすることなく、誰もが自分らしく生きられるよう学習機会を提供します。

また、性的指向や性自認、それぞれの人の置かれた状況の違いにかかわらず、すべての人の人権が尊重され、多様性を認める地域社会づくりに取り組みます。

施策の方向(17) 固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
47	男女平等教育の推進	男女共同参画に関する人権教育の実施	学校教育課
		京都府教育委員会発行の人権教育資料などの活用	学校教育課
		若年層向け男女共同参画啓発冊子の発行・活用	市民活動支援課
48	教職員などの男女共同参画に関する理解の促進	教職員に対する人権教育・男女平等教育の研修の実施	学校教育課
		保育士に対する人権教育・男女平等教育の研修の実施	子育て支援課
		放課後児童支援員に対する人権教育・男女平等教育の研修の実施	子育て支援課
49	男女共同参画を推進するため実践的な活動につながる学習機会の充実	男女共同参画の視点に立った城陽市民大学における講座などの実施	文化・スポーツ推進課
		男女共同参画を推進する各種講座の実施	市民活動支援課
		「まなび Eye」発行	文化・スポーツ推進課

施策の方向(18)多様性に関する理解の浸透

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
50	性の多様性に関する理解の促進	性的指向や性自認など多様な性のあり方についての理解の浸透と啓発	市民活動支援課 学校教育課
		パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施	市民活動支援課
		性別記載の必要性の確認と性別にかかわらず利用しやすい施設管理の実施	全所属
51	多様な属性の人の人権尊重	部落差別（同和問題）や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者等、犯罪被害者、性同一性障がい・性的指向などに係る人権尊重と地域社会における多様性の理解の推進	市民活動支援課
52	男女共同参画に関する国際社会の動向への理解の推進	国からの情報誌の配布などによる情報提供	市民活動支援課
		国際的視野に立った男女共同参画情報の収集と発信	市民活動支援課
		世界における女性の人権侵害に関する情報提供	市民活動支援課
53	多文化共生の推進	外国籍住民への情報提供	秘書広報課
		外国籍住民からの相談対応	秘書広報課
		翻訳機などを活用した外国籍住民との意思疎通の支援	秘書広報課
54	国際交流事業の推進による相互理解の促進	姉妹都市などとの交流の推進	秘書広報課
		国際交流事業への助成	秘書広報課

行動目標9 男女平等・男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会とは、社会において女性または男性のどちらかに負担や責任が偏りがちな分野が存在する状況を改めて、あらゆる分野において男女が対等に責任を担うことで、女性も男性も生き方の選択肢を広げることができ、平等に成果を享受することができる社会です。

さまざまな機会を通じて、このことへの理解を広めて、男女双方が個性と能力を発揮して、社会の発展に貢献する意識の醸成に努めます。

また、多様なメディアコンテンツを活用しながら、男女共同参画に関する広報・啓発活動や事業の立案にかかわる情報の収集と研究を進めます。

施策の方向(19) 平等意識浸透のための広報、啓発活動

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
55	多様な媒体を通じた市民、事業者への広報、啓発活動の充実	多様な媒体を活用した男女平等の啓発	市民活動支援課
		男女共同参画を推進する講座の開催	市民活動支援課
56	性別、年代別の課題解決に向けた市民団体などとの連携・協働による取組の推進	男女共同参画を推進する市民団体などとの連携・協働による各種講座の開催	市民活動支援課
		さんさんフェスタの開催	市民活動支援課
		男女共同参画週間事業の実施	市民活動支援課
		社会教育関係団体との連携による事業の推進	文化・スポーツ推進課
57	男女共同参画に関する理解を深めるための職員研修の充実	職員向け人権研修の実施	人事課 市民活動支援課
		男女共同参画に関する職員研修の実施	人事課 市民活動支援課
58	男女共同参画の視点に立った市の刊行物などにおける表現の配慮	刊行物の発行や文書作成の際における男女共同参画の視点への配慮	全所属

施策の方向(20)男女共同参画推進のための調査

No.	具体的施策	主な事業内容	担当課
59	男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供	男女共同参画社会に関する市民アンケート調査の実施	市民活動支援課
		男女共同参画支援センターにおける情報、資料、図書などの収集及び提供	市民活動支援課
		各種機関などとの相互情報交換	市民活動支援課
60	男女共同参画の視点に立った市の施策の推進	市が実施する男女共同参画施策の実施状況の把握・点検及び報告	市民活動支援課
		男女共同参画の視点に立った施策や業務の点検	全所属
61	相談事業を通じた課題の把握	相談統計から見える現状と課題の分析	市民活動支援課

〔基本目標Ⅲの指標〕

計画の進行状況を確認し、施策の取組状況を評価する指標として以下を設定します。

NO	指標項目	令和元年度 (第4次プラン基準値)	令和6年度の実績値	令和12年度目標値 (第4次プラン目標値)	担当課
17	男女共同参画支援センター事業参加者へのアンケートの実施		テーマへの理解度 90.1%	テーマへの理解度 80%以上	市民活動支援課
18	広報じょうよう及び市ホームページ等における男女共同参画に関わる情報発信	広報じょうよう 18回掲載 市ホームページ (男女共同参画ページ) 6,777アクセス	広報じょうよう 23回掲載 市ホームページ (男女共同参画ページ) 18,609アクセス	広報じょうよう 24回掲載 市ホームページ (男女共同参画ページ) 19,000アクセス	市民活動支援課
19	男女共同参画社会に関する調査の実施	令和元年度に男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケートを実施	令和6年度に男女共同参画社会に関する市民・事業所アンケートを実施	概ね5年に1回	市民活動支援課

第4章 計画の推進

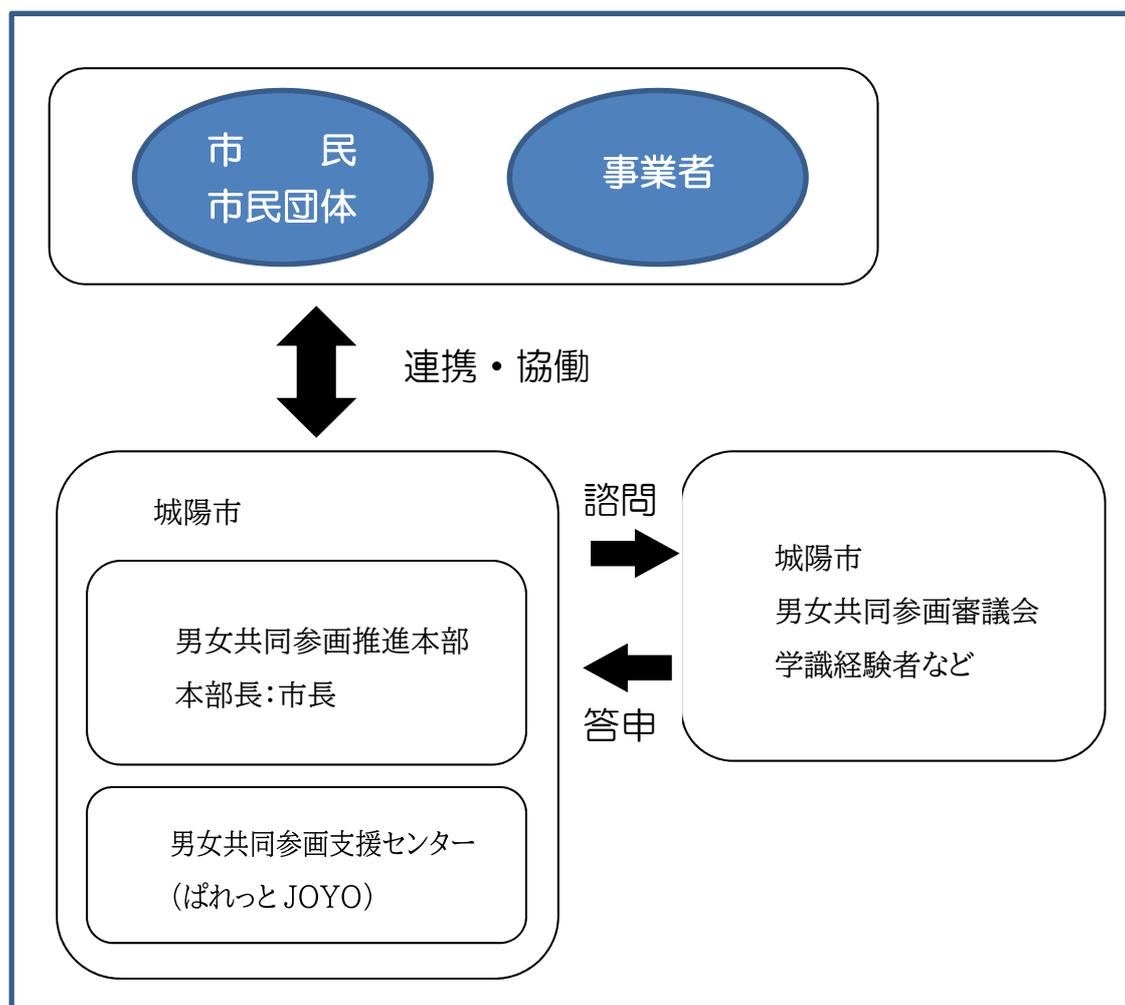
1 推進体制

(1) 城陽市男女共同参画推進本部

男女共同参画の実現に向けた取組は全庁的にわたることから、本計画を効果的に進め、施策を総合的、計画的に実現していくため、市長を本部長とした、「城陽市男女共同参画推進本部」による体制の充実・強化に取り組みます。

(2) 城陽市男女共同参画審議会

城陽市男女共同参画審議会は、市長の付属機関として、諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調整審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べる事ができることから、その役割は重要です。審議会の機能が十分に発揮されるよう取り組みます。



2 城陽市男女共同参画支援センター

城陽市男女共同参画支援センター(ぱれっとJOYO)が、男女共同参画を推進する施策を具体化し、事業を展開する拠点、市民活動の拠点となるよう、5つの機能(1交流促進・自主活動支援機能、2相談機能、3学習・研修機能、4情報収集・提供機能、5調査研究機能)の充実を図ります。

男女共同参画支援センターの5つの機能

- 1 交流促進・自主活動支援機能
- 2 相談機能
- 3 学習・研修機能
- 4 情報収集・提供機能
- 5 調査研究機能

3 市民・事業者・関係機関との連携と協働

男女共同参画社会の実現には、市民・事業者・行政が本計画の目的を共有し、取り組んでいくことが重要です。市民や事業者が、計画の推進に主体的に参画できるよう、城陽市男女共同参画支援センターを中心とした連携・協働を進めます。

また、国、京都府と積極的な連携を図るとともに、近隣市町の地方公共団体と情報交換を図り、広域的な連携・協働を進めます。

4 進行管理

本計画を実行性のあるものとするため、具体的施策として掲げた個々の施策の実施状況を、城陽市男女共同参画推進本部において定期的に点検・評価することにより進行管理を行い、公表します。また、城陽市男女共同参画審議会からも意見を求め、施策に反映させるよう努めます。